

英国内閣府
CABINET
OFFICE

**政策決定の改善に向けて：
規制インパクト評価の手引き**

BETTER POLICY MAKING:
A GUIDE TO
REGULATORY IMPACT ASSESSMENT

平成 16 年 3 月

**(財) 農林水産奨励会
農林水産政策情報センター**

英国内閣府への感謝

この冊子は、英国内閣府規制インパクト室が公表している「政策決定の改善に向けて：規制インパクト評価の手引き」を、同室のご了解を得て、翻訳したものである。

わが国においても、規制インパクト評価の試行が日程にのぼり、今後その本格的な実施が予想されているとき、このガイドはおおいに役に立つものと期待される。

翻訳のご了解の労をとっていただいた同室・規制改善戦略チーム・ポリシーアドバイザー、Joanne Purvis 氏のご好意に対し、心から感謝する次第である。

農林水産政策情報センター

Acknowledgement

This handbook is a Japanese version of *Better Policy Making : A Guide to Regulatory Impact Assessment* by the UK Cabinet Office Regulatory Impact Unit, produced by permission of the unit.

With some projects on RIAs being piloted in our country, we hope that this guidebook will be of use in preparing to carry them out on a full-scale in the future.

We would like to express our sincere appreciation to Policy Advisor Joanne Purvis at the Regulatory Reform Strategy Team of the Cabinet Office RIU, for helping us obtain permission to translate its valuable handbook.

Agriculture, Forestry and Fisheries Policy Research Institute

規制インパクト分析 チェックリスト

法案・規制案の名称

1. 8 ページ

正式名称を記す。参考文書があればその名称も記す。例：EC 指令の参考文書

措置の目的と意図する効果

2. 8～9 ページ

目的

法案の意図と誰に影響（直接・間接的なものとも）があるかを明記する。

背景

問題、現状、現行の法体制について

リスク評価

危害をもたらす状況を特定し、どんな危害があるのか、その発生確率はどのくらいかを明らかにする。効率性の向上や効果の実現にかかわる法案の場合、現状を説明し数値化する。後の項目にある選択肢の費用と効果が求めやすくなる。

選択肢

3. 10～12 ページ

選択肢をすべて特定し、それぞれが目的を達成する可能性を検討する。その際「何もしない」という選択肢も含めること。措置を取らなければどうなるかが分かるだけでなく、他の選択肢の比較基準になる。各選択肢にリスクがあれば指摘し、そうしたリスクが発生する確率やその緩和措置を提示する。

費用と効果

4. 1,14～20 ページ,

影響を受ける事業分野

付録 4

法案の影響が最も大きいと想定される事業分野を列挙する。企業の数、規模を事業分野ごとに明記する。

仮説

前提とする仮説をすべて明記する。このうち、最も重要な仮説もしくは推論の実効性を検証する。仮説の変更はどの程度予想されるか。仮説を変更すると、費用と効果にどのくらい影響するのか。

効果

選択肢を一つずつ順に検討する。そして、政策目標をどの程度達成できるか、どう達成するのかを説明する。

効果はできるだけ数値であらわす。環境的・社会的な効果や、分配面の影響も検討すること。

コスト

コストの総額

企業が政策案に従うため何をする必要があるかを書く。それに要する取り組みや変更を数値で示し、年間どのくらいのコストが生じるかを計算する。不確実な場合は、概数や範囲であらわす。この分析では、政策コストと実施コストを区別し、環境的・社会的なコスト、公的部門や分配面の影響を考慮すること。

企業の負担するコスト

どんな企業に負担があるのかを特定し、どのような種類の取り組みが求められるのかを説明して、それを数値化しコストを計算する。

公平性と公正性

5. 13～14 ページ

各選択肢について、偏った影響を受ける団体があれば主要なものを特定する。

中小企業影響テスト

6. 21～23 ページ

各選択肢の中小企業に対する影響を検討し、影響テストの两段階の結果を詳しく記す。中小企業局に必ず連絡すること。

競争テスト

7. 付録 3

各選択肢について、競争に関する影響テストを実施する（公正取引局に相談）。

施行と罰則

8. 28～29 ページ

法令の施行はどうか。誰が施行するのか。

コンサルテーション

9. 32～35 ページ

政府内

コンサルテーションを実施した政府省庁を列挙する。

パブリック・コンサルテーション

コンサルテーションの結果とそれが策定中の措置に与える影響を記す。

施行管理と見直し

10. 29～30 ページ

法令の効果はいつ、どのように評価するのか。重要法規制は、施行後 3 年以内に見直しが必要。

要約と推奨

11. 36 ページ

推奨する選択肢とその理由を示す。その結論の根拠とした費用と効果の分析に言及する。

各選択肢に関して

集めた情報を表形式でまとめる。

閣僚の宣言

12. 38～39 ページ

「本規制インパクト評価を通読し、法案の効果が費用に見合うものであることを確信する」

連絡先

13. 39 ページ

評価や法案への質問に回答できる担当者の住所・氏名・電話番号を記す。日付も入れる。

注意事項

必要な情報を集める

- 電話を利用する。**企業や慈善団体、ボランティア組織、産業団体などと早い段階で非公式の会合を開く。国内外の問題の程度について、情報収集に協力を得ることができる。たとえば、影響を受ける企業の数・種別・規模、法案の費用と効果など。問題の解決策が提示されることもある。どれも RIA 初期評価に役立つものである。
- すでに分かっていることは？**既存の機関からこれまでの実績や調査、データを提供してもらえる場合がある（エコノミストに相談する）。だが、データがまったくない場合は、法案の影響について何らかの仮説を立てなければならない。閣僚の合意形成文書を作成したり、正式協議を実施する際は、このような仮説を設定しておく必要がある。
- 早期段階から。**法案の影響について早期段階から予想することが、情報に基づく政策決定を行う上で極めて重要である。
- 協議と施行の準備。**内閣府の「Code on Written Consultation」¹、中小企業庁の規制の実施に関する手引き²を参照。

¹:www.cabinet-office.gov.uk/servicefirst/index/consultation.htm

²:www.sbs.gov.uk/content/pdf/implementationguidelines.pdf

規制の必要があるのか、立ち止まって考えてみる

- 様々な選択肢を考える。**「何もしない」という選択肢を入れるようにする。行動規範や奨励策など、規制以外の手段を入れてもよい。これは国内規制、EC 法令とも検討されたい。
- 中小企業を第一に考える。**中小企業に与える影響を必ず検討する。中小企業影響テストの利用は、中小企業局に相談。
- 想定外の結果について幅広く考える。**ある分野での規制が、偶然にしろ、別の分野で問題を生むことがある。
- 現行法との整合性を考える。**当該事業分野の法令、国際的な貿易規則、EC 法令、競争政策など。

選択肢を評価する

- リスク、コスト、実質的な効果のバランスをとる。**問題の程度はどのくらいか。誰にどのような影響があるか。規制に値する規模の問題か。規制で問題は本当に解決されるのか。誰に効果があり、誰がコストを負うのか。選択肢は大きなリスクを伴わないか。
- 規制案をどう施行するか。**どの政府機関や独立行政機関が規制案を施行するのか考える。関係機関との協議は行ったか。国庫の追加負担はどのくらいになるか。法案の導入・施

行について早くから考えること。

■予想される影響の大きさに合わせて RIA を作成する。分析の範囲や程度。

■RIA は生きた文書である。各段階の原案は、前段階の原案を土台に、情報を追加しデータを更新して作成する。

主な連絡窓口

各省の規制インパクト室（DRIU）

内閣府の規制インパクト室担当者

省内のエコノミスト・法令担当官

省内の協議担当窓口

中小企業局

公正取引局

規制インパクト分析をいつ実施するか

下記の表中の記載は、欧州閣僚理事会、もしくは欧州議会と閣僚理事会の両方に提出する欧州委員会法案に関するものである。

法案作成の段階	必要な評価書
欧州委員会内で審議	選択肢、リスク、費用・効果、誰に影響があるか、なぜ規制以外の措置では不十分なのかについて、 初期評価 を実施する。
新法・現行法の改正に関する委員会の正式法案	最も困難な事態を招くような問題と優先課題を特定する。非公式協議をもとに活発な議論を行い、RIA 中間評価書 を作成。
パブリック・コンサルテーションで法案を公開	RIA 中間評価書 に主要項目をすべて盛り込み、協議文書に添える。主要項目を分かりやすくするため、添え状をつけてもよい。
英国の交渉上の立場について、内閣、閣内委員会、首相、関係閣僚の合意を求める	書簡には、規制のコストに関する文言（規制インパクト室（RIU）の同意が必要）と、RIA 中間評価書 を入れる。
交渉過程で法案を修正	「共通の立場」や欧州議会での修正後、法案が大幅に変わったときは、RIA 評価書 を修正する。
欧州法の採択	実施案の RIA 評価に重点的に取り組む
パブリック・コンサルテーションで規制案を公開	RIA 中間評価書（上記検討後） を協議文書に添付する。主要項目がわかりやすいよう、添え状をつけてもよい。
英国議会に法律を提出	関係閣僚に提出するすべての関連法案に、RIA 最終評価書 を添えるようにする。国内の主要・関連法案を国会に提出する際は、 完成評価 が必要。

欧州法の質を維持するためのチェックリスト

手続きの段階	措置
作成の初期段階	当初から担当閣僚と省内の法令担当官に参加してもらう。 省内の規制インパクト窓口と話し合う（同窓口が内閣府の規制インパクト室に連絡する）。 欧州委員会やその他の関係者と常時、緊密に連絡をとる。 法案の影響（費用・効果）や実施について考え始める。 政府全体での調整（各省、独立行政機関、関連機関、英国代表部）。 各省 EU 課の研修やガイダンスなど、作業に必要な資源や手段がすべて揃っているか確認する。 欧州委員会にインパクト評価を要請する。必要なときに英国関連のデータを提出できるよう準備しておく。
法案の評価	出来上がった法律の原案を慎重に検討する。法令担当官に早い段階で相談。 産業界（中小企業を含む）やその他影響を受ける団体との関係を構築する。議案通過に向けた戦略を検討し、前記団体に同様の行動を促す。 交渉案を正式に協議（RIA 中間評価を活用）。 欧州委員会のコンサルテーションの結果に注意する。同委員会の影響テストを慎重に検討する。
欧州法の協議	明確で現実的な優先項目について合意。閣内委員会とのすり合わせに向け、規制インパクトの文言について内閣府の RIU と合意。 コンサルテーションをもとに活発な議論を展開。法案が実施可能か常に考える。 曖昧な点をなくし、合意を得ようと事実を歪曲しないこと。他の加盟国（及び欧州議会議員）と協力し目標を設定する。 指令の場合は、国内法整備の計画をまとめる。

欧州法の施行	実施案の評価に重点的に取り組む。 実施案について正式に協議（上記 RIA 中間評価を活用）。 すべての選択肢を関係閣僚に提示。国内法整備のチェックリストを利用する。選択肢のリスクも示す。 施行状況に過不足がないようにする。 議会に提出する法案に，国内立法に関する覚書を添える。
欧州法の施行管理と見直し	新法の施行状況の管理を徹底。 いずれ簡素化や見直しが必要か？

巻頭言

1998年8月、私は、企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を与える法案は、規制インパクト評価を実施せずに担当閣僚に提出してはならないという方針を発表しました。そして、各省が規制インパクト評価の手続きに則って質の高い法令を策定するよう、内閣府にこの監督責任を与えました。規制その他の措置に関する決定は、規制インパクト評価により、法案の費用・効果だけでなく、それが広く経済・社会・環境に与える影響について検討し、その情報に基づいて行う必要があります。新規制の導入は、まず規制以外の措置を検討した上でそれが不適切だった場合、そして効果が費用に見合うと判断された場合にのみ認めるようにしなければなりません。

最近、経済協力開発機構（OECD）から、我が国の政策案の評価手続きについて称賛を頂きました。しかし、私たちはこの手続きを洗練していきたいと考えています。改訂版である本書は、法案が中小企業に与える影響を一層重視した内容となっています。競争への影響評価を新たに取り上げ、規制以外の措置や協議に関する情報を補足することとしました。

欧州法に基づく法令が国内で多数実施されていることから、政府は欧州法手続きの改善を優先課題の一つに掲げています。我が国は、Mandelkern Group の活動にも積極的に関わっており、欧州委員会による2002年6月の「行動計画」は、欧州法改革戦略に関する同委員会の報告書を参考に策定されました。本書を改訂するにあたり、欧州法案の処理についても説明を加えることとしました。

英国首相 トニー・ブレア

目 次

第1章	はじめに	1
	英国の政策決定手順	7
第2章	RIA 初期評価：政策決定の初期段階	8
	RIA 初期評価の内容	8
	初期段階の非公式協議	8
	リスクの検討	9
	選択肢の設定	10
	法令以外の措置	11
	サンセット方式と見直し	12
	公平性と公正性について	13
	法案の費用と効果に関する分析	14
	持続可能な発展	14
	競争テスト	20
	中小企業影響テスト	21
第3章	RIA 中間評価	24
	RIA 中間評価－注意事項	24
	リスク	24
	選択肢	24
	費用と効果の分析	25
	競争テスト	27
	中小企業影響テスト	27
	施行と遵守	28
	罰則	29
	施行管理と評価	29
	RIA 中間評価の活用	30
	法案の発表とパブリック・コンサルテーションの実施	32
	協議文書の書き方	32

第4章	RIA 最終評価と完成評価	36
	最終評価と完成評価の内容	36
	施行	37
	中小企業	37
	手引き	38
	合意形成	38
	担当閣僚の署名	38
	公開	40
第5章	欧州法案の処理	42
	欧州法案の処理に関する重要ポイント	42
	RIA をいつ実施するか	43
	RIA 初期評価	43
	欧州委員会の活動内容	45
	RIA 中間評価	46
	費用と効果の分析	46
	欧州法案に関する公式協議	47
	RIA を交渉に活用する	47
	欧州法の実施	48
	国内法整備のためのチェックリスト	50
	施行原案に関する協議	50
	RIA 最終評価と完成評価	50
	国内立法の覚書	50
	手引き	51
	国内の実施管理	51
	EU 関係用語集	52
付録1	RIA 初期・中期・最終評価の書式サンプル	60
付録2	法令以外の措置	64
付録3	競争テスト	70
付録4	費用と効果の分析	76
付録5	予防原則	87
付録6	連絡先一覧	88

第 1 章

はじめに

RIA について

1.1 規制インパクト評価（RIA）は、情報に基づいた政策決定を行うための政策ツールであり、費用・効果・リスクの観点から、政策の選択肢の影響を評価するものである。RIA は我が国の行政に特有のものではない。多くの諸国で同様の分析に基づく規制案の評価が行われているし、大規模な組織では投資決定の際に同様の方法で事前評価を実施している。内閣府規制インパクト室（RIU）のホームページで、RIA の実例と手引き（電子版）が公開されている（www.cabinet-office.gov.uk/regulation）。

なぜ RIA を実施するのか

1.2 1998 年 8 月、首相は、企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を及ぼす政策案について、RIA が実施されていない場合は担当閣僚にこれを検討しないよう求める方針を発表した。この方針は、2000 年に改訂された RIA の手引きでも再度言及されており、政策決定と上申の手続きの一環としての RIA の位置づけを強調するものとなっている。

1.3 以降、徐々にしかし着実に、行動規範や業界標準等の規制以外の措置を検討する傾向があらわれている。また、政府も政策に対する考え方や法令案を積極的に公開するようになり、戦略文書や協議文書のほか、青書、白書、協議文書といった公式文書の形で公表をすすめている。但し、どのような文書形式の法令案や選択肢案であっても、それが企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を与え、規制として実施される可能性のあるものは、たとえ規制以外の選択肢を推奨している場合であっても、RIA 文書を添付しなければならない。

1.4 RIA を実施すると

- 法案のすべての影響を確実に検討できる
- 政策変更の代替措置を確認できる
- 選択肢を評価しやすくなる（規制、規制以外の措置とも）
- コンサルテーションを有意義なものとし、様々な分野の利害関係者（ステークホルダー）の意見をきくことができる
- EU の交渉資料として活用できる
- 効果が費用に見合っているかを判断できる
- 特定の事業分野に偏った影響がないかを判断できる

誰が RIA を行うのか

1.5 政府のすべての省庁。法的権限を行使し、広く影響を及ぼすような規則を策定する場合に実行する。

RIA をいつ行うのか

1.6 政策決定の手段として、RIA の実施体制を常時整えておくのが理想的だが、企業や慈善団体、ボランティア組織に直接・間接的な影響（費用または効果）を与え、規制として実施される可能性のある法案（法令、法令以外の案とも）には、RIA を必ず実施しなければならない（上記 1.3 を参照）。たとえば、企業負担を増やす法案や、負担を低減する法案がこれに相当する。但し、企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を与えるとして RIA を実施する場合でも、あらゆるステークホルダーへの影響を検討するようにする。

1.7 **規制改正令（RRO）**に基づき何らかの改正を行うときは、改正によって企業や慈善団体、ボランティア組織にまったく影響がないとしても、RIA を実施しなければならない。これは、規制改正法案の国会審議中に政府として取り組むべきとされたことがらである。RRO については、2.20 を参照。

1.8 政府が賛成する、あるいは反対するつもりのない**議員立法法案**には、第二読会の期日までに RIA を実施する。反対しようとする議員立法法案については、RIA を反対の根拠にできるので、義務ではないが実施しておくといだろう。

1.9 **国外の規定**に基づき整備する法令その他の措置には、RIA を実施する。国際会議での閣僚の交渉方針を政策的に承認したり、英国の交渉用資料とすることができる。

詳しくは、www.cabinet-office.gov.uk/cabsec/2002/guide/index.htmを参照。

1.10 EU **法案**の場合は、本書に記載する手順に従って RIA を実施する。EU 法案には、指令、規制、欧州連合（EU）規定の技術適用、共通の立場、第二・第三の柱に基づくコンベンションなどがある。基本条約やコンベンション等の国際協定についても同様。詳しくは、第 5 章を参照。

1.11 法的拘束力を伴う措置の実施を約束するような国際会議については、RIA を実施して交渉方針を決める際の情報資料として活用する。会議や会合での勧告を受けて、後日措置が導入されるものなど。

1.12 RIA を実施しなくてもよい場合

- 企業や慈善団体、ボランティア組織に対する費用等の負担が、一切もしくはごく僅しか生じない場合。
- インフレ率など所定の方式により、法的料金を引き上げる場合。
- 道路の閉鎖命令。

1.13 但し、法案の影響がほとんどないと考えられる場合でも、念のため RIA を実施しておくのが望ましい。法案の作成段階では、それが企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を及ぼすのか、またどの程度の影響があるのか明確でないことがある。その場合は、判断に足る情報が得られないか試しに初期評価を行ってみるとよい。早い段階でステークホルダーと協議したり非公式に打診したりすることが重要である。それでも、成果が判然としない場合は RIA を続行し、協議文書に中間評価書を入れる。これにより、影響がゼロという仮説をどう思うかステークホルダーに尋ねることができる。この仮説が正しいと分かれば、RIA 最終評価を実施する必要はない。

詳しくは、省内の規制インパクト室（DRIU）に相談する。

RIA は、担当者やステークホルダー、特に法案の影響を受ける可能性のある人たちが、法案の影響を全面的に検討する機会になる。想定外の影響がないかも検討できる。

1.14 予算や財務関連の法案については、先制措置の可能性がある場合など、RIA 評価書を事前に公表できないことがある。但し、これは、選択肢を評価した RIA 評価書を、財務相に措置の決定前に提出するという要件を左右するものではない。公表を延期する場合はその理由を規制インパクト室に報告する。

RIA をなぜ実施しないのかと責任を問われた場合に説明できるよう、準備しておくこと。

何から始めればよいか

1.15 まず、政策決定の早い段階で初期評価を行う（選択肢を検討している段階）。第 2 章を参照。

早期段階で RIA を実施した例

1. 自動車の引揚規制に関する RIA。内務省が各分野の委員からなる専門委員会を設置し、政策の策定に助力した。

2. 衛生安全委員会事務局（HSE）は、遺伝子組換え生物に関して、法案の影響を受ける 24 の団体と初期段階で意見交換を行った。その結果、法案を別の角度から見た場合に、どのくらいの時間を節約できると企業側が考えているかなど、RIA に盛り込む有意義な情報が得られた。
3. 獣医薬の小売販売記録に関する RIA を早期に実施したところ、政策決定者側に情報が十分でないため、法案のコストを算出できないことが分かった。獣医師や薬剤師に次の協議までに情報を提供してもらうよう呼びかけ、不足情報を補うことができた。

1.16 問い合わせ先

■第一の窓口として、省内の規制インパクト室（DRIU）に相談するとよい。政策決定の早い段階で連絡するのが理想的だが、どの段階でも助言が必要だと思ったときに相談すればよい。DRIU は、企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を与えるような政策案が省内で策定された場合、その詳細を内閣府に報告する責任がある。DRIU は、このため評価書の内容をよく理解しておく必要がある。

DRIU の詳しい連絡先は www.cabinet-office.gov.uk/regulation/scrutiny/index.htm を参照。

■分析については、省内のエコノミストに尋ねるとよい。

■内閣府の RIU に協力を仰ぐこともできる。連絡先は 020 7276 2198。

■競争テストについては、公正取引局に助言を仰ぐことができる。競争テスト専用ヘルプライン（020 7211 8500）、電子メール（competition.assessment@oft.gsi.gov.uk）に連絡。

■中小企業影響テストについては、中小企業局（SBS）に協力を要請できる（020 7215 4276）。

良い RIA とは

1.17 良い RIA の条件

■その時点で入手できる最高の情報を盛り込んでいる。

■明瞭かつ簡潔で、取り組む問題やリスクの程度に比例した長さである。

■独立した文書である。問題が明確に説明されており、規制以外の措置、選択肢を提示している。他の文書を参照する必要がない。

■言葉遣いが平明。

■一般人に分かりにくい専門用語を使っていない。

2001 年 1 月以降に各省が実施した RIA を、RIU のホームページで閲覧できる

www.cabinet-office.gov.uk/regulations/scrutiny/regreporting.htm。

RIA の実例は、右のサイトで参照 (www.dti.gov.uk/ccp/enterpriseact/intro.htm)。

RIA のどの部分にどんな情報を盛り込むかは、付録 1 の例を参照。

規制インパクト宣言

1.18 重要だと判断される法案については、担当省と RIU が、内閣文書及び閣僚宛の内閣書簡に盛り込むこの宣言の文面に同意している必要がある。詳しくは、3.32～3.40 を参照。

政策決定の改善に向けて

1.19 監査局 (NAO) は、2001 年 11 月刊行の報告書「Better Regulation : Making Good Use of Regulatory Impact Assessments」の中で、RIA は政策決定手続きに付加価値をもたらすもので、質の高い規制を実現する上で有益であるとしている。同局は、RIA を効果的に活用できるよう、特に注意項目を列挙したチェックリストを作成した。報告書とチェックリストは、下記のサイトで入手できる。監査局では、規制改善特別対策室 (Better Regulation Task Force : BRTF) による RIA 評価書のサンプルを検討することになっている。このための試行調査を 2003 年に計画しており、年内に報告書をまとめ、各 RIA 調査の結果や、それに対する各省の是正措置を紹介するとしている。

www.nao.gov.uk/publications/nao_reports/index.htm#2001-2002

1.20 RIA は、**政策決定の改善**という観点から捉えるようにする。情報に基づく政策決定の根幹であると心得る。政策決定の改善については、Centre for Management and Policy Studies (CMPS) の関連サイト Policy Hub (<http://policyhub.gov.uk/default.jsp>) を参照されたい。

1.21 規制改善特別対策室 (BRTF) は、評価基準として、良い規制の 5 原則を設けている。

- 透明であること—公明かつ簡素で、利用しやすい
- 説明できること—大臣、国会、利用者、国民に対して
- バランスがとれていること—リスクと比較して
- 論理一貫していること—予測可能である。国民がどう対処すればよいか判断できる
- 目的が明確であること—取り組む問題がはっきりしており、副次効果が少ない

上記の 5 原則は、BRTF が政策の実施状況を判断する際に使用しているものである。政策を決定する際は、このことに留意されたい。BRTF には、電話（020 7276 2139）または電子メールで連絡できる（taskforce@cabinet-office.gsi.gov.uk）。ホームページのアドレスは www.brtf.gov.uk。

その他の影響評価

1.22 RIA のために入手した情報・分析は、環境影響評価、健康影響評価、均等待遇評価、Rural Proofing など、他の評価に活用してもよい。逆に、他の影響評価の分析情報を、RIA の分析に役立てることもできる。詳しくは、内閣府の関連サイトに政策決定者向けのチェックリストがあるので参照されたい（<http://policyhub.gov.uk/default/jsp>）。

1.23 RIA は、他の影響評価と合わせて実施した方がよい場合がある。内国歳入庁などは、社用車に関する RIA と環境影響評価をまとめて実施している。また、省庁の中には、法案の分析に独自の方法やチェックリストを使うところもある。そうした分析を RIA の資料として用いてもよいが、企業や慈善団体、ボランティア組織に影響を与える法案に関する RIA の実施義務がなくなるわけではない。

RIA と政策決定の手続き

1.24 RIA は早めにとりかかるようにする。RIA は一つの連続的な手続きだが、大きく 3 段階に分けることができる（次ページの表を参照）。

■RIA 初期評価。政策案が出されたら、すぐにとりかかる（第 2 章参照）。

■RIA 中間評価。初期評価を踏み台として実施。協議の前に行う。協議文書に添付する（第 3 章参照）。

■RIA 最終評価と完成評価。中間評価の情報・分析を基礎として実施。協議後の合意形成に活用する。規制法案の場合は、国会審議で用いる。（第 4 章参照）。

第 2 章

RIA 初期評価：政策決定の初期段階

2.1 RIA 初期評価は、担当閣僚の法案合意を求める際、その判断情報を提供するものとして、提出文書に添えるようにする。欧州法案の処理については、第 5 章を参照。

2.2 RIA 初期評価では、既知の情報に基づき、大枠での分析を提示できればよい。リスクと費用・効果をできる限り正確に試算しておけば、詳しい情報を集める必要のある分野を特定できる。

RIA 評価書は、想定される法案の影響の大きさに**比例**した長さにする。ごく少数の企業しか影響を受けない場合や、多くの企業が影響を受けるが影響が小さい場合、費用も効果も小さいと予想される場合は、RIA を短くまとめればよい。しかし、大きな影響が予想されるときは、豊富なデータと入念な分析が必要になる。

RIA 初期評価の内容

2.3 注意事項

- 政策の目的と取り組む課題を明確に述べる。
- リスク（即ち、取り組むべき問題）の規模を、できる限り数値で示す。
- 規制・規制以外の選択肢を特定する。一基準とするため、**何もしないという選択肢を含めるようにする。**
- 各選択肢の是非を検討し、当該事業分野の現行法との整合性を考える。
- 誰に影響があるかを確認する。**どの事業分野が影響を受けるかなど。**
- 公平性や公正性にかかわる問題がないか確認する。
- 費用と効果について既知の情報を整理する。
- 想定外の結果を招かないか確認する。
- 分配面の影響を特定する。
- 影響を受ける可能性のある市場を見つけ、**競争上の問題が生じないか確認する。**
- 遵守をどう徹底するか、また施行状況の**見直しが必要か**を検討する。

初期段階の非公式協議

2.4 初期協議により、リスクや選択肢に関する意見のほか、法案のおよその費用と効果を知ることができる。だが、これをもって幅広い協議を後の過程で省略するのではなく、むしろそうした協議の効果を高めるための材料として活用されたい。

2.5 協議を検討すべき政府機関

■中小企業局（SBS）。中小企業に影響を与える法案について、RIA の初期段階で必ず協議する。

■公正取引局（競争や消費者にかかわる問題について）。

■当該産業・事業分野を管轄する他の政策決定者（省内外とも）、執行機関、代表機関。

■省内のエコノミスト、統計担当官。

■科学技術局。政策決定における科学的助言の活用について。

ホームページのアドレスは www.ost.gov.uk/policy/advice/index.htm。

■独立行政機関

■法廷に提訴する場合は、大法官府（LDC）。

2.6 初期段階の事前調査として、「中小企業影響テスト」の第1段階を実施する必要がある（詳しくは、p21～23 を参照）。法案の性質とコストによっては、早い段階で外部専門家の参加を検討するのもよい。

2.7 また、この調査を通して、法案の影響を受ける人に注意を促すことができる。調査は原則として、**独立的な専門家**からなる小規模集団や、当該事業分野の就労者、大規模な傘下組織を対象とするものとする。**慈善団体やボランティア組織**(注¹)も必ず含めること。誰と協議するかを独創的に考え、様々なステークホルダーと早くから交流を持つことで、**想定外の結果**を確認・回避したり、**法令以外の措置**を確認したりできる。規制改善特別対策室（BRTF）への連絡は、電話（020 7276 2139）または電子メール（taskforce@cabinet-office.gsi.gov.uk）にて。ホームページのアドレスは、www.brtf.gov.uk。

注¹) コンサルテーションと政策事前評価に関する「the Compact with Voluntary Organisations」を参考にするとよい。内務省で配布している（www.homeoffice.gov.uk）。

2.8 選択肢はステークホルダーの情報をもとに設定するので、初期段階で非公式協議を行っておくと、**公式協議**の質を高めることができる。特に、政策担当グループのメンバーが誰も、法案の適用される商業・事業分野の実務経験をもたない場合は有効である。ステークホルダーが、公式協議文書を手にするまで法案のことを知らなかったという場合は、選択肢がすでに確定済みと受け取られる可能性があるので注意する。付録 6 に、関係組織の一覧とホームページのアドレスを記載してある。

リスクの検討

2.9 リスクの評価と法案の目的の記述には関連がある。「法案の目的」の項には、その政策で達成しようとする目的と、誰にどのような影響があるのかを記入する（例：X という手段で自動車の盗難件数を減らす、Y という製品の製造により大気汚染を半減させる）。「リスクの評価」の項には、その政策で取り組もうとする問題やリスクを、できる限り数値化して示す（例：自動車盗難の被害の程度、保険会社や警察への諸費用）。問題を明確にしておく、法案の効果を評価しやすくなる。

2.10 法案は概して、環境や消費者、労働者の安全と健康を脅かすリスクに対応する措置として導入される。リスクの評価では、特定の状況下で危害や損害を引き起こすような、危険因子や状況を特定する。そして、その危害の発生頻度（例：一定期間にどのくらい発生するか）や発生確率（例：年間 1000 分の 1）を試算する。たとえば、危険性の高い消費者製品を販売した結果、感電死した人がいたとすると、前者は危険因子、後者は危害として検討する。この製品の使用が原因となった死亡事故が過去 10 年間で 20 件あったとすると、この場合のリスクは年間 2 件の死亡事故ということになる。DRIU に相談すれば、対象分野のリスク評価に詳しい専門家を紹介してくれる。リスクを数値で示すのは難しく、ときに不可能な場合もある。その場合は、問題を例示するなど、定性的に説明するようにする。試算は一定の期間について行い、通常は 1 年とする。また、時間が経過するにしたがいリスクに増減が起きないか検討することも必要である。放射性物質の場合などは、リスクを 1 年以上かけて検討する。

2.11 上記のような危害ではなく、非効率的な状況を打開するために策定される政策案もある。たとえば、多数の組織が混在している事業分野で、その一元化を図る規制機関を設置する法案がある。このような場合は、リスクの項に、企業のコストや負担の現状を数値化して記し、それが非効率的であることを示すようにする。後日発生する「副次効果」の評価に役立てることができる。

2.12 政策決定に、リスク評価と科学的助言をどう活用するかについて、政府のリスク関連サイトに詳しい情報と手引きが公開されている（www.cabinet-office.gov.uk/risk）。財務省のグリーンブックも参考にするとよい。

選択肢の設定

2.13 様々な選択肢を設定するようにする。法令以外の措置や「何もしない」という選択肢も含める。

2.14 第一候補と目される選択肢がある場合でも、先入観を持たないようにする。初期段階では気づかないような新しい情報が、協議でステークホルダーから得られることも多い。政策の大体の方向性が決まっているとき（EU 指令の国内法整備など）は、それを最も効果的に実施するための選択肢に重点的に取り組むようにする（第 5 章参照）。

2.15 各選択肢が政策目標をどう達成するのか、またこれにどう役立つかを必ず説明する。たとえば、「今後 3 年間で XXX という物質の使用を x%削減するという自主規制により、製造業者がその使用を半分に減らし、その結果関連の死亡件数が半減すると期待される」などのように書く。当該分野の現行法や義務との整合性も検討する。そして、自分の室・課以外の職員に意見を尋ね、その事業分野や産業を対象とする法案が他にないか、また必要な要件をすべて取り上げたか確認するようにする。

2.16 各選択肢について、実施に伴うリスクを検証する。選択肢の主要な仮説や、その仮説が変わったり通用しなくなったりするシナリオ、その結果について考える。たとえば、選択肢の成果が開発中の IT システムに左右される場合、開発が遅れたらどうなるか。業務慣行を改正する目的で税金という選択肢をとった場合に、国民がただ税金を払うだけで慣行を変えないという結果になったらどうするか。初期段階では、可能性としてのリスクを記し、その発生確率と重要性について総合的な見解を述べればよい。但し、リスクの発生確率が高く、この段階でも相当大きな影響があるとみられる場合は、そのリスク軽減に向けた選択肢の設定も検討するようにする。

法令以外の措置

2.17 法令の制定は必ずしも必要ではない。

代替案には、以下のものがある。

- 何もしない
- 自主規制
- 共同規制
- 情報・教育関連の啓蒙活動（例：製品ラベル、マスコミを利用したキャンペーン）
- 財政面の奨励策（例：税制上の優遇措置、税の抑制、価格統制）
- 交換取引制度
- 保証契約（例：the Association of British Travel Agents schem 等）
- 仲介斡旋
- 品質保証マーク
- 推薦制度

- 代表機関（例：Community Health Councils）
- 市販前の評価制度（例：株式上場，認可，ライセンスング）
- 市販後の除外措置（例：禁止措置，撤回措置，認可取り消し措置，「ネガティブ」ライセンスング）
- 業務許可
- 行動規範
- 基準（例：自主基準，規制基準。実績主義／規範的な基準）
- その他の措置（例：公開情報の登録，監査義務，品質保証措置）
- オンブズマン制度

2.18 選択肢には，上記よりも細目的な措置を含めてもよい。導入時期の延期，中小企業の免除，法案の適用範囲の縮小に関する措置，要件の各種実施策など。

2.19 新規措置を導入せず，現行法で問題に対応できないか検討する。たとえば，明らかに競争の欠如が原因であるような問題については，競争委員（Competition Commissioner）への市場照会や，規制当局が分野に限定した措置を取ることで解決できないか考える。法令以外の措置について，詳しくは付録 2 を参照。

規制改正令

2.20 主要現行法の改正には，規制改正令（RRO）を適用することができる。RRO には，企業をはじめ，公的部門，ボランティア組織，慈善団体，個人等への負担軽減を目的とした，法律の簡素化や改正のための措置が盛り込まれる。国会の会期を通じて適用でき，審議の時間枠に左右されない点が大きな利点である。RRO には，RIA を実施することになっている。詳しくは，RIU のホームページを参照

（www.cabinet-office.gov.uk/regulation/act/background.htm）。

サンセット方式と見直し

2.21 サンセット方式とは，法令が見直され，時代遅れにならないようにし，目的を果たした法令は法令集上に残らないようにする方法のことをいう。この方式のもと，何らかの存続措置が取られない限り，法令は所定期間を経過した後に自動的に廃止される。規制全体に適用してもよいし，特定の条項や法規制だけに適用することもできる。政策決定の早い段階で，サンセット方式が適用できないか確認する。

サンセット方式を適用できる例

- 予防原則に基づき制定した規則。科学的に見て不確実な部分が多く、情報量次第で別の解決策を提示できる可能性がある。予防原則の詳細は、付録 5 を参照。
- 危機の対応策、メディアや国民の圧力に対する規制。
- 特定の市場状況に対する措置。もしくは、市場の成長とともに経済規制としての効力を失い、廃止してもよいとされる措置。
- 状況や技術が急速に進展する分野の措置。
- 時代に合わなくなった規定を含む措置。
- 大幅な反対を押し切って導入した措置。
- 国家の権限を拡大する措置、国民の自由を狭める措置。
- 一度も適用されないような留保権限、設置されたものの執行権限が付与されていない機関。

サンセット方式の事例は、「Electronic Communications Act 2000」を参照。

(www.legislation.hmsso.gov.uk/acts/acts2000.htm) 「Better Regulation Task Force Annual Report 2001」にも、サンセット方式に関するガイドラインがあるので参照されたい (www.brtf.gov.uk)。

見直し

2.22 サンセット方式を適用できないときは、見直し的手段を他に考える。RIA には、それが法令の見直しに関するものなのか（当該法令の文面に載るのか）、それとも数年以内に見直しを行うという政治的コミットメントなのかといった詳細情報も記載すること。

「The Vehicles (Crime) Act 2001」や「Student Loans」には、見直しを謳った条項が盛り込まれている (www.legislation.hmsso.gov.uk/acts/acts2001/20010003.htm)。

公平性と公正性について

2.23 公平性と公正性の問題は、様々な状況で発生する。高齢者の支援策など建設的なものもあれば、低所得層の収入減につながる法案のように消極的なものもある。この項には、法案の良い点・悪い点を簡潔に記す。特定の集団に偏った影響を与える法案の場合は、特にこれに従う必要がある。

2.24 公平性と公正性の問題は、特定の集団（高齢者、少数民族、障害者等）や事業分野に法案の影響がある場合や、コストを負担する集団と利益を享受する集団が別である場合などに顕著である。だが、それほど顕著でない場合には、非公式協議を実施して影響の所在

を確定する必要がある。また、ある選択肢を選んだ結果、偶然であるにしろ、新たに影響を受ける集団をつくることにならないか確認する。詳しい情報は、CMPS 関連ページ⁽¹⁾のチェックリストを参照されたい。また、BRTF の報告書「Protecting Vulnerable People」には、脆弱性の評価と対応措置の策定の仕方が説明されている。⁽²⁾

(1) www.cabinet-office.gsi.gov.uk/cmeps/Policy_Hub_GSI/welcom_to_policy_hub.htm

(2) www.brtf.gov.uk

2.25 人種平等委員会 (the Commission for Racial Equality) は、公的機関をはじめ、様々な分野の企業・組織と連携し、すべての国民に平等な待遇を保証する政策とその実践を推進している。人種や平等にかかわる政策の影響をどう評価するかについて、同委員会に助言や指導を仰ぐことができる。ホームページのアドレスは www.cre.gov.uk。

法案の費用と効果に関する分析

2.26 費用と効果の分析については、省内のエコノミストやエコノミック・アドバイザーに協力を要請できる。社会科学・統計等の専門分野に関しては、専門家やコンサルタントの指導が必要になる場合もある。

2.27 法案の費用と効果の評価は、RIA の中核に位置づけられる分析である。これは、規制やその他の措置の効果が、企業や経済・社会に対するコストを正当化できるかを検討するものである。費用と効果の分析は、こうしたコストが効果に見合ったものかを判断するために行う。

2.28 この意味で、効果の評価は RIA で最も重要な要素の一つである。だが、関心の薄い分野の一つであることも確かである。効果が費用より大きいとしても、評価は必要ないと勝手に判断してはならない。

2.29 効果の評価は難しいものである。環境面への効果もあれば社会的な効果もあり、その評価額も常に一定とは限らない。だが、費用と効果の試算がないと、大臣は必要な情報を入手できず、効果が費用に見合っていると承認する宣言書への署名が難しくなる。

持続可能な発展

費用と効果に関する正確な分析は、政府が公約とする**持続的な発展**を実現するためにも不可欠である。この分析では、政策が経済・環境・社会に与える影響について評価を行う。法案は多くの場合、経済・環境・社会に直接的な影響を持っており、それが効果だったりコストだったりする。間接的な影響にも検討を要するものがあるので注意する。

2.30 再分配に影響する政策については、消費者・政府間などの「移転」の問題を確認しておくといよい。ある事業分野の利益は別の事業分野の損失であるから、移転は経済的な費用や効果として数えないようにする。移転は、所得分配や機会の分配に影響することがあり、再分配にかかわる政策の場合は、これを費用・効果の主たる要素として扱う。たとえば、公害税という政策は、企業のコストに相当するという見方があるだろう。しかし、これは企業から政府への移転にすぎず、それによる税収は投資や他の減税補填に使われることを明確にしておかねばならない。再分配の問題については、**公平性と公正性の項**にも説明がある。

2.31 法案が企業に与える影響を推定する上で、**影響を受ける事業分野**（慈善団体、ボランティア組織を含む）とその分野の企業数と事業規模（従業員数・売上高）を把握しておくことは、極めて重要である。どのような問題やリスクに取り組むのか、そしてどの製品やサービスが影響を受けることになるかを考え、第三者の意見を聞くため非公式協議の開催を検討するといよい（注²）。費用と効果の分析は、**事業分野**、企業の種類、規模（中小企業を含む）ごとに別々に行う（注³）。

注²）国家統計局刊行の1992年版「Indexes to the United Kingdom Standard Industrial Classification of Economic Activities」を使うと、製品がどの事業分野のものかを調べることができる。また、同局刊行の「Business Monitor PA1003」には、分野別に企業の数と規模が掲載されている。助言や情報の入手先は、各省のエコノミストに尋ねられたい。

注³）詳しくは、BRTFの報告書「Employment Regulation: striking a balance」を参照（www.brtf.gov.uk/taskforce/reports/entry%20pages/emplawentry.htm）。

2.32 費用と効果の評価では、措置を取らなかった場合の費用と効果を基準に、それより多く発生した費用と効果を扱うことに注意する。何もしない場合と比べて、その法案が本当に効果があるのかを評価することができる。

2.33 選択肢ごとに、リスク、費用、効果を評価する。選択肢について分かっている情報を整理する。

2.34 以下を参考にすれば、法案の影響をある程度推し量ることができる。

- 自分がその分野について持っている知識
- 省の職員（エコノミストも含む）の持っている情報や考え
- 同一あるいは類似分野での従来の研究調査

■他の政府省庁、外部機関、企業との非公式協議で得られた情報

2.35 費用と効果を見積もるときは、できるだけ正確な数字を用い、信頼性を確保するようにする。確信の持てないときは、正確を期すため、様々な数字を挙げるようにするとよい。その際、比例原則が働くことに注意する。影響が小さいと予想される場合は、費用と効果の分析は長くなくてもよいということである。これにより、政策決定の情報ツールとして RIA を一層効果的に活用できるようになる。法案の仮説を明記すること。

効果の評価

2.36 効果の項とリスクの項に関連性があることを認識しておかねばならない。リスクの項には、取り組む問題の性質や範囲、程度を詳しく書く。ここでは、各選択肢が問題にどの程度対応できるかを評価する。**何を記入するかは、エコノミストに相談する。**

2.37 はじめに、どのような組織や個人に法案の利益があるのか確認し、その数を見積もる。そして、環境・健康・職場の安全・食品衛生が向上したら、大体どのような形で利益が享受されるかを考える。

2.38 法案の**社会的・環境的な効果**など、あらゆる種類の効果を想定するようにする。様々な手法があるので見積もりを出せる場合もあるが、効果の評価は簡単ではない。省内のエコノミストに助言を仰ぐこと。

2.39 効果の評価には各種の方法があるが、実際の評価は、どの段階でも難しいものである（付録 4 参照）。初期段階では、効果を正確に数値化できないこともある。だが、「この場合の効果は、約 1 千万ポンドとなる見込み」などのように、効果を概数で示すことは可能であろう。これが無理なときは、最も大きな影響を数値化して、その程度を示すようにする（負傷事故を何件防止できたか、改修した河川の数・距離、何人の従業員の労働条件が改善されたか、など）。それも無理な場合は、できる範囲で数値化し、数値を出せない部分について定性的に詳しく説明する。

2.40 規制の動態的な効果を見ることも重要である。規制によっては、企業がその要件を満たそうと努力するうちに（資源の生産性向上によって）節減が可能になり、産業部門全体の生産性や競争力が向上して、技術革新が進んだり企業の投資効率が増加したりすることがある。将来的な効果は不透明であり、こうした効果を数値化するのは非常に難しい。だが、主張を裏付けるためにも、適宜その可能性に言及し、どのような動態的な効果があるかを示すことに意義はあるだろう。

2.41 分配に影響のある政策については、移転の問題を検討するようにする。ある事業分野の利益は別の分野の負担や犠牲の上に成り立つことから、特定した効果が経済全体に生じるかどうかを確認する必要がある。たとえば、社会保障費を引き上げる場合や、ある分野で販売を拡大したところ別の分野の販売が減少したという場合がこれに相当する。政策によっては、所得や機会の再分配に影響することがあるが、これも政策の一つの重要な影響である。

2.42 選択肢のリスクが特定されている場合は、そのリスクが効果にどう影響するかを考える。選択肢の前提とした仮説を検討し、何らかの変更によってそうした仮説や効果がどのような影響を受けるか考える。たとえば、税を導入しても慣行が変わらないというリスクについて、検討の結果、この選択肢は他よりも効果が低いという結論に至ることもあるだろう。この段階では、リスクの成果に対する影響を大きな視点で捉えておけばよい。

コストの評価

2.43 はじめに、どのような組織や個人が法案の影響を受けるのかを確認し、その数を見積もる。企業、慈善団体、ボランティア組織については、どのような取り組みや業務変更が必要になるか（補足研修、実習、機材の購入、業務慣行の変更、生産プロセスの変更、情報収集、政府への報告など）を明確にする。また、それにどのくらいの時間を要するか、何人くらいの従業員が影響を受けるのか、機材にどのくらいのコストがかかるのかを考える。コストの試算には、「影響を受ける事業分野」の項で推定した企業・慈善団体・ボランティア組織の数をを用い、「コストは数百万ポンド程度になる見込み」などのように最低限、概数で示すようにする。これが無理なときは、できる範囲で数値化し、数値化できない要素について定性的に詳しく説明する。

2.44 製品市場の成長に、規制がどのような動態的影響（想定外の結果や間接費を含む）を及ぼすかという点も重要である。たとえば、英国企業に大きな負担を課す規制の場合、これが生産高や投資、技術革新の決定に不利に働く可能性もあるし、その事業分野の長期的な競争力や生産性に悪影響を与える可能性もある。このことは念頭に置くようにする。

（注：「競争力」を「競争」と混同しないこと。競争力とは、ある事業分野のすべての企業が、別の類似した分野のすべての企業と競争する能力を指すのに対し、競争は 1 つの事業分野で企業が互いに競争する能力や、国内の消費者に対して及ぼす影響のことをいう）。他方、就労税控除（Working Tax Credit）のように、労働市場の抱える人口を増やした結果、国内経済の成長力が高まるなど、動態的な影響が良好な作用を及ぼす場合もある。

2.45 法案に想定外の影響があるか確実に判断できないことがある。早期にステークホルダーと協議を行うことで、初期段階でそうした影響が判明することがある。この種のコストについては、省内のエコノミストに相談するとよい。

2.46 企業や消費者などのエンドユーザへの影響や、コスト、遵守の選択肢を検討するときは、法案が電子商取引に与える影響も考慮する。電子商取引に必要以上の負荷を課さないよう注意し、英国の電子商取引の国際競争力が阻害されないか検討する。電子商取引事業者は移動性に優れ、コストが高騰すればすぐにも国外に移転する可能性がある。Office of the e-Envoy は、法令や政策案が電子商取引を妨害することなく電子取引業界で円滑に実施されるよう、電子取引政策の方針を策定している。

2.47 上記の電子取引政策の方針は、地方・国家・欧州・国際レベルの政策決定や法案が、電子商取引に与える影響を検討する上で参考になる。また、電子商取引に関する指令も参照されたい。[www.e-envoy.gov.uk/oeo/oeo/nsf/sections/index/\\$file/index/htm](http://www.e-envoy.gov.uk/oeo/oeo/nsf/sections/index/$file/index/htm)

2.48 各選択肢のリスクを特定したら、それが前述したコストにどう影響するかを考える。選択肢の仮説を検討し、何らかの変更によって仮説やコストにどんな影響があるかを考える。たとえば、IT システムを期限までに開発できるかに法案の成立が左右される場合、これを極めて重要だと考え、期限までに開発できるようコストを倍増することがあるだろう。この段階では、成果がどう変わるかという大きな視点でリスクを捉えておけば十分である。

その他のコスト

2.49 RIA を活用して、法案によって当該分野以外に不当なコストが課されないようにする必要がある。このため、「その他のコスト」の項には、企業や慈善団体、ボランティア組織以外へのコストを特定し（できる限り）数値で示す。これには、次のような対象へのコストがある。

■消費者・国民（国民の健康と安全への影響、犯罪、教育）

■公共部門（中央・地方政府）（法律の策定、施行、施行管理に要する費用、法案の遵守にかかる費用など）

■経済全般（環境への影響など）

2.50 政府は持続可能な発展を公約に掲げている。したがって、その他のコストを検討する際は、法案が経済的・社会的・環境的な発展にどの程度影響を及ぼすかについて、正確に認識しておく必要がある。

分配にかかわる影響

2.51 2.30 でも触れたが、政策の一部もしくは全部の影響は、再分配に影響を及ぼす性質があり、所得分配や機会の分配がこれによって変わることがある。だが、経済の全面的な損失や利得につながるわけではない。法令の実施により、ある事業分野にはコストや損失が発生するが、別の分野には効果が生じることがある。この場合の影響は、単に移転ということになる。とはいえ、再分配の要素が政策の一つの重要な影響であることに変わりはない。効果の評価にこのような移転を記すときは、対応するコストも同様に明記するようにする。

2.52 この項では、「副次」効果について説明してもよい。主要コストを記す欄には、影響が発生した時点のコストを書く。企業は、コストを価格に上乗せして消費者や他の企業に転嫁することがあり、分配面に影響が及ぶことがある。こうしたコストは本項に記し、最終的な影響の計算には含めないようにする。

2.53 この項に何を書くかは、省内のエコノミストに相談されたい。

注意事項

2.54 費用と効果の評価には、それを裏付ける根拠を持たせるようにする。企業や事業組織の費用は、見積りがほぼ同額程度ならそのまま受け取っておけばよい。すべての情報源に等しく根拠を求めるようにし、詳細を RIA（付録など）に盛り込むようにする。また、費用や効果について不確実な点があれば正直に認め、協議で不足している情報を補足するようにする。

2.55 費用と効果の評価に関する詳しい情報は、付録 4 及び財務省のグリーンブック（財務省のホームページ www.hm-treasury.gov.uk）を参照されたい。RIA の分析は、法案の余剰な費用や効果进行评估しようとするものである。この意味で、法案の対象となる組織や個人が、すでに現行法や重複規制の対象となっていないか注意する必要がある。この問題は、RIA 評価書に明記すること。

2.56 費用と効果を検討する際は、企業や慈善団体、ボランティア組織に対する効果と、それ以外への影響を区別する。

政策コストと実施コスト

2.57 費用は、政策コストと実施コストに分ける。「役所の仕事」に要する費用か「法令の遵守」に要する費用かを区別するためである。

■**政策コスト**とは、政策目標を達成するために変更に要する費用のことをいう（例：汚染の低減という目標を達成するために触媒コンバータを設計し整備する、作業現場の死者数を減らすためヘルメットを購入する）。

■**実施コスト**とは、調査・管理に要する費用や、新しい法令に関する職員の研修費用、施行に関連した職員等の異動に伴う費用のことをいう（例：触媒コンバータが法的要件を満たしていることを証明する承認手続きの費用、認可料、ホームページの立ち上げ費用）。

2.58 費用と効果の評価については、**付録 4** に詳細な説明がある。

競争テスト

2.59 RIA には必ず**競争テスト**を盛り込むようにする。第一段階で、それぞれの選択肢を**競争フィルター**にかける。このフィルター・テスト（**付録 3**を参照）は、「はい」「いいえ」で答える 9 つの設問で構成されるもので、できるだけ早い段階で行うのがよい。このテストにより、良いもの悪いものを含め、競争に影響がないか確認し、RIA 中間評価で**簡易テスト**もしくは**詳細テスト**の必要があるかを判断することができる。

2.60 フィルター・テストの前に、省内の DRIU かエコノミストの助言を求め、確定した経済市場がそれで正しいのか確認するようにする。必要があれば、公正取引局（OFT）にも協力を仰ぐことができる。同局への問い合わせは、競争評価ヘルプライン（020 7211 8500）もしくは電子メールにて連絡できる（competition.assessment@oft.gsi.gov.uk）。

フィルター・テストの結果

(a) 簡単な競争テスト

フィルター・テストの設問に対し、「いいえ」が「はい」よりも多い場合は、その法案が競争に及ぼす影響はほとんどない、もしくはまったくないと考えてよい。RIA 初期評価には、フィルター・テストの結果を書くだけで充分であり、競争への影響について詳細な分析を行う必要はない。結果を書くときは、以下の点に注意する。

■影響を受ける市場を確定する

■各市場の特徴を要約する

■各選択肢が競争に及ぼす影響について、良いもの・悪いものを明記し、9 つの設問になぜそう回答したか、その理由を説明する。

結果を書くときは、フィルター・テストの表をそのまま転記しないこと。

(b) 詳細な競争テスト

フィルター・テストの設問に対し、「はい」が「いいえ」よりも多い場合は、競争に相当大きな影響があるのではないかと考えられる。その場合は、この後の段階で、当該市場での競争への影響を詳細に分析し、詳細テストを実施して、コンサルテーションの前に RIA 中間評価書に盛り込んでおく必要がある。RIA の初期段階では、そうした競争への影響を大まかに記しておけばよい。省内のエコノミストの助言を仰ぎ、OFT にも相談するようにする。競争に関する分析や詳細テストに協力してくれるだろう。

フィルター・テストと競争テストの実施要領について詳しくは、**付録 3** を参照。

中小企業影響テスト

2.61 中小企業は、健全な経済と多様な社会参画に大きな役割を果たしている。その数は現在 370 万社以上にのぼり、1,250 万人を雇用する。また、民間部門の生産高の 51%に相当し、英国企業株式の約 99%を占める。その形態や規模は実に様々で、急成長を遂げる新興企業や「ライフスタイル」型企業のほか、社会事業、個人業主、零細企業、多数の従業員を抱える企業などがある。中小企業の意欲や願望、問題などは、財務構造と同様に重要な意味を持つ。政府や施行機関は、中小企業への理解を深め、支援の方法を真剣に考える必要がある。

2.62 企業に影響のある法案は、ほとんどが中小企業に直接的・間接的な影響を及ぼす。中小企業影響テストは、RIA 評価手続きに不可欠である。法案が中小企業にまったく影響しないと考えられる場合でも、多くの中小企業や代表団体と非公式協議を行い、その仮説を確認する必要がある。中小企業局（SBS）に連絡し、そうした見方に対する同意や確認を得るようにする。RIA 評価手順全体における中小企業影響テストの位置づけを知るには、本章最終ページの流れ図を参照されたい。

中小企業とは

中小企業は、以下のように定義される。

- 従業員数 50 人未満
- 他企業（中小企業以外）による所有率が 25%未満
- 年間売上高が 444 万ポンド未満、もしくは
- 年間純利益が 3.18 万ポンド未満

第 1 段階

2.63 競争テストの第 1 段階では、中小企業に様々な選択肢を打診する。こうすることで、想定外の結果が起こる可能性を認識し、法案が議論の種になるものかを早い段階で知ることができる。このテストの結果は、RIA 初期評価書に記すようにする。第 2 段階を最後まで行う必要があるかを判断する上で役に立つ。第 2 段階はコンサルテーションの形で行われ、政策の選択肢とその実施方法を詳しく検討するというもので、中間評価の一環として実施される。

2.64 中小企業の意見収集や中小企業影響テストは、文書回答よりもフォーカス・グループや対面式の会合の方が実効性に優れることが多い。結果は、RIA 中間評価書に記すようにする。SBS は、フォーカス・グループの効果的な運営について助言を行っており、連絡先の確認にも協力が得られる。詳しくは、www.sbs.gov.uk を参照。

第 1 段階の結果：

(a) 影響がほとんどない

第 1 段階の話し合いの結果、中小企業への影響が小さいと予想されるときは、SBS と文書内容に同意の上、RIA 中間評価に進む。

(b) 影響は大きい分かりやすい

大きな影響が予想されるが評価が簡単な場合は、第 2 段階のコンサルテーションを電話で行ってもよい。

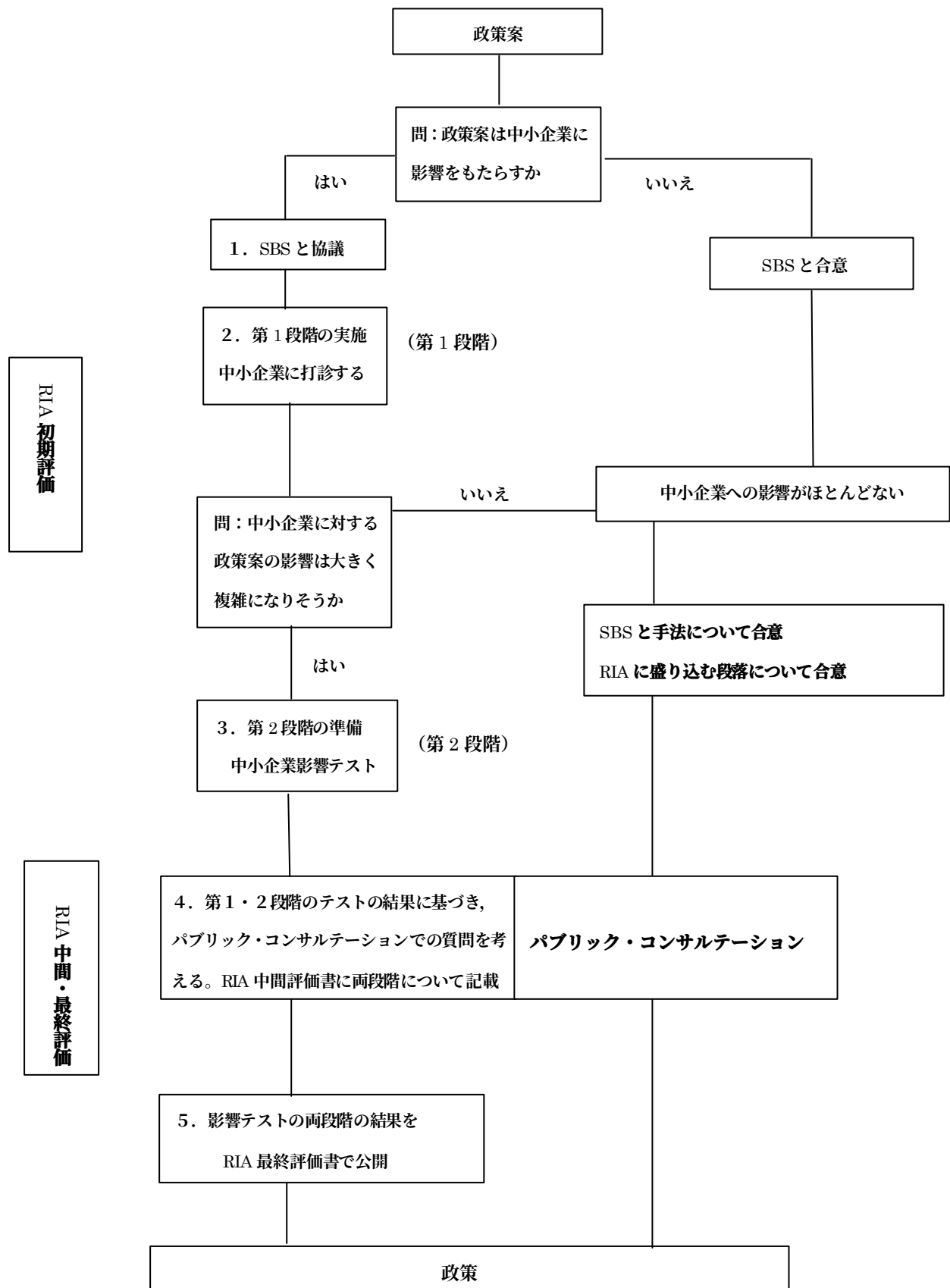
(c) 影響が大きく複雑である

大きな影響があると予想され、第 1 段階の話し合いの結果、複雑な展開が予想されるときは、第 2 段階のフォーカス・グループ／委員会を召集し、実施の選択肢をより詳しく検討する。この準備については、SBS に助言を求める。詳しくは、3.18 を参照。

担当閣僚の承認

2.65 以上、RIA について行った作業は、担当閣僚に提出する法案文書の情報資料として活用できる。提出文書には、RIA 初期評価書を含める。

中小企業影響テスト



第3章

RIA 中間評価

3.1 RIA 中間評価は、RIA 初期評価を基礎として実施する。内閣や閣内委員会、首相官邸、その他関係省庁の合意が必要な法案には、RIA 中間評価書を添えて提出する。中間評価書は公式協議文書にも添付する。そのため、話し合いやデータ収集、非公式協議を行って情報を追加するようにする。選択肢をより詳しく検討し、遵守や施行管理について見解をまとめる。また、費用と効果の見積もりの正確性を高めるようにする。欧州法案の処理については、第5章を参照。

RIA 中間評価－注意事項

- 政策目標と問題点を明確に述べる
- リスク（もしくは取り組んでいる問題）の程度を数値で説明する
- 規制及び規制以外の選択肢を特定する
- 各選択肢の是非、及び関連分野の現行法との整合性を検討する
- 事業分野など、誰が影響を受けるのかを明らかにする
- 公平性と公正性の問題を特定する
- 費用と効果を試算し、各選択肢の主要リスクを特定する
- 想定外の結果について指摘する
- 分配面の影響を特定する
- 競争評価を盛り込む。各選択肢につき、予想される競争上の影響を明記する
- 中小企業影響評価の結果を盛り込む
- 遵守をどう徹底するか、確定したリスク要因がこれにどう影響するかを考える
- 管理のあり方や、実施状況の見直しが必要かを考える

リスク

3.2 この「リスク」の項は、RIA 初期評価のリスク評価をもとに作成する。但し、この項には、法案で取り組むリスクや危害について、より正確な数字に基づく詳しい分析を提示することとする。

選択肢

3.3 政策の選択肢には、その後の作業を踏まえて、RIA 初期評価の中から実行可能と判断される選択肢を含めるようにする。排除した選択肢を記載し、その理由を説明して何を検討したかを示してもよい。また、法案がいつ発効するのか、中小企業控除は妥当であるか、各種の実施策など、法案のより具体的な要素を含めてもよい。選択肢は、一般に分かりや

すい言葉で表現する。各選択肢が政策目標をどう達成するのか、あるいはこれにどう貢献するのかを記す。例：「XXX という物質の使用を禁止することで、国内の製造業者や輸入業者による使用を停止し、この物質が原因であるとされる現在 6 件の年間死亡事故を予防できる」

3.4 この段階では、選択肢の実施に伴うリスクを、さらに徹底的に検討する。各選択肢について、リスクの発生原因と発生確率（推定）を併せて明記する。選択肢を適切に実施した場合、こうしたリスクがどうなるか、またどんな成果が期待できるかを詳しく検討する。過去の類似した実施例と比較することで、分析上有用な情報が得られることがある。たとえば、IT（情報技術）システムを導入して遵守の徹底を図るという選択肢の場合、進捗の遅れという影響の主要因が IT とされる事業例を検証してみるとよい。リスクの発生確率やその結果を検討する上で、判断材料となる情報が得られるだろう。

3.5 リスクの影響と発生確率を特定できたら、以下を実行する。

■当該リスクの発生確率が程度のどちらかを低減できるよう、政策案を工夫する。

■当該リスクの発生が避けられない場合は、その影響の緩和策を考える。

費用と効果の分析

3.6 RIA 初期評価書の作成後に集めたデータや分析情報は、RIA 中間評価に用い、影響を受ける事業分野や慈善団体、ボランティア組織の確認・変更や、選択肢の影響を確実に試算するのに役立つ。新たな費用や効果を特定したり、一度特定した影響を不適切だとして排除したりする場合もあるだろう。中間評価では、費用と効果の試算を初期評価より正確にすることが重要である。この試算は、他の省庁や外部機関に法案の影響を説明する上で重要であり、その意味で政策決定の中核とされている。確実性が高いほどよい。どのような仮定に基づきその試算を出したのかを必ず明記し、データの出典を示すようにする。また、データで問題となる箇所があればその評価方法も記すこと。

3.7 公式協議では多くの情報やデータが得られるが、その前段階である本段階では、厳密な試算でなくとも概数と範囲を提示できればよい。どのくらい正確に費用を出せばよいか分からないときは、無理に正確な数値を出そうとせず、「効果は少なくとも 1 億ポンド、費用は 5,000~8,000 万ポンドになる見込み」などのように、大体の範囲を特定する方がよい。影響を貨幣価値に換算するのが困難な場合は、最も大きな影響を「約 20 件の負傷を回避した」、「貧困層の高齢者 1 万人を救済した」などのように数字で表すようにする。また、「影響を受ける事業分野」の項で特定した企業・事業分野について、費用がどう分散されるか

についても触れること（例：1社あたりの費用を示す）。

3.8 費用と効果を数値化し貨幣価値に換算するのは、その性質上困難な場合がある。原則として、できる限りで定量評価を行い、それが無理な場合は定性評価を実施するようにする。

3.9 付録 4 に、影響の試算方法と現在入手できる資料等を示した。省内のエコノミストに相談すれば、助言や分析、協力、データを提供してくれる。法案の影響が大きいと予想される場合は、その試算作業にコンサルタントの雇用を考えてみてもよいだろう。

法案の影響が小さいとみられる場合は、RIA を長くする必要はない。

3.10 費用と効果はすべて年間ベースとする（例：年間 x ポンド）。臨時的な費用や効果が発生したときは（機材の購入など）、RIA 評価書にこれを記録する。但し、費用と効果の計算を確実にするため、臨時的な費用や効果は、検討対象となる期間分を年間総量に換算し、良いもの（効果）はすぐにも欲しいが支払い（費用）は先延ばししたいという世間一般の事情を考慮して扱うようにする。詳しくは、省内あるいは RIU のエコノミストに尋ねられたい。

3.11 上記の試算処理が終了したら、次のことを忘れずに実行する。

- 費用を、政策コストと実施コストに分ける（付録 4 参照）
- 消費者／個人、その他の機関、地方・中央政府、経済全体に対する費用と効果を検討する（政策の策定・施行・管理・規定の遵守に要する費用など）
- 環境や社会に対するコストを検討する（環境影響評価等、他の影響評価の情報をこの分析に活用してもよい）
- 想定外の影響や間接的な費用・効果を評価する
- 政策の分配面の影響を検討する
- 公平性・公正性の問題や、どこが費用と効果を享受するのかを検討する

3.12 この段階では、選択肢の実施に伴うリスクの影響を、詳細に試算する必要がある。詳細な感度分析を実施して、主な前提条件を変更すると費用と効果のバランスにどう影響するか、またリスクが現実になったとき、効果がどの程度コストを正当化できるかを考える必要があろう。感度分析は、リスクの発生確率とその影響の度合いの両方を検証する。このうち一方あるいは両方が限度を超える場合は、選択肢を再考するか、もしくは協議文書

でこの問題を指摘するようにする。

競争テスト

3.13 RIA 初期評価では、影響を受ける市場（一つ以上）を特定し、競争上の問題点を指摘した。また、選択肢を特定した段階で、そのすべてにフィルター・テストを実施したと思う。このテストの結果に基づき、RIA 中間評価に簡易テストと詳細テストのいずれを盛り込むかを決定する（20 ページ参照）。

3.14 簡易テストで済む場合は、初期評価と同様、RIA 中間評価にこれを盛り込む。

3.15 詳細テストの実施が求められるときは、省内のエコノミストの協力を仰ぐようにする。また、OFT に相談すれば、競争分析や評価書の作成要領を指導してもらえる。詳細評価は、協議でさらに情報を得ないと完了できない場合もあるが、RIA 中間評価にはできるだけ詳細事項を記入するようにする。それにより、ステークホルダーに聞きたい質問や不足情報を明確にすることができる。（付録 3 参照）。

中小企業影響テスト

3.16 RIA 中間評価には、中小企業との話し合い（第 1 段階）の結果を明記すること。その際、次の内容を含めるようにする。

- 協議を行った企業の詳細情報（規模、事業分野、地域）
- 連絡方法（電話、電子メールなど）
- 提起された問題
- 企業に大きな影響のあることが明らかになったか
- 第一段階のテスト後、担当閣僚への勧告内容に変更が生じたか

3.17 第一段階を最後まで実施しなかった場合は、そう判断した理由を説明する。法案が中小企業に及ぼす影響が大きいものの分かりやすいときは、中小企業影響テストの第二段階を電話で実施してもよい。

中小企業への「大きな影響」とは

他の規模の企業と比較して、中小企業へのコストが高い場合、もしくは中小企業に偏ったコストが課される場合を指す。従業員数や市場構造、人事などの違いから、政策の実施コストは企業間で大きく異なる可能性がある。いろいろな企業を想定して、コストの試算を確認するとよい。コストの特定に関する詳しい情報は、付録 4 を参照。

3.18 選んだ選択肢の影響が複雑になると予想されるときは、中小企業フォーカス・グループを召集して、最も負担の少ない方法でその政策を実施できないか検討することができる。フォーカス・グループの実施については、SBS が詳しい情報を提供している。中小企業と行う第二段階の協議の設定や、参加者の特定、ボランティアを召集できる代表機関（中小企業局など―詳細情報は連絡リストを参照）の特定に協力を仰ぐことができる。詳細は、SBS まで（020-7215-8378）。

施行と遵守

3.19 まず、法案の実施可能性を検討してから、遵守の問題を検討する。法令の適用対象者が、これをどの程度守るかについて明確な見通しを立てる。そして、法令が現在どの程度遵守されているかを明らかにする。新規制を導入して、遵守の問題を解決すればよいと思うかもしれない。だがその前に、今なぜ法令が守られていないのかを慎重に検討し、企業や個人の違反者を対象に措置をとるなど、その改善策を考えるようにする。

3.20 特定した選択肢のリスクが、遵守の度合いに影響しないか検討する必要もある。影響のある場合は、それを踏まえて実施制度案を見直す必要がある。

3.21 各種の実施制度により予想される影響を評価する。特に費用を抑える場合は、遵守を徹底できないことがある。したがって、ある程度の違反は覚悟しておかねばならない。どの程度を許容範囲とするかは一概には決められないが、リスクの性質を一つの目安とすることができる。たとえば、原子力業界の安全性の方が、農家が臨時雇いの季節労働者の住所・氏名を記録するという問題よりも、懸念の度合いが高いことは明白である。

3.22 政策の目的やリスクを踏まえ、他の実施手段やコスト、遵守の程度等を検討する。「The Enforcement Concordat」には、様々な実施手段について実例が示されている（www.cabinet-office.gov.uk/regulation/publicsector/enforcement/enforcement.htm）。また、実施のあり方に関する Better Regulation Task Force の勧告と見直しも参考になる。www.brtf.gov.uk で公開されている。

3.23 軽度検査を実施してもよい。一つの方法として、特にリスクが低い場合、ごく一部の企業の遵守状況を確認することができる。この検査をどの程度厳密に行うかは、違反によるリスクや、企業の特徴（規模など）によって異なる。このほかに、自己評価という方法がある。これは、企業が規制を守っているかを実施担当者が確認するかわりに、規制に従わない企業に異議を申し立てる権利を個人に認めるものである。

3.24 実施を可变的に行う必要があると判断される場合がある。そのときは、実施の担当機関に早い段階で相談し、手続きの了承と資源の見積もりを行うようにする。施行責任の所在が重複している場合は、当局者間で調整を行い、一貫性を確保する。施行機関の新設を提案する場合は、その活動と既存の機関の活動との整合性を確保する。その際は、財務省の承認を得る必要があり、職員の採用と研修に十分時間をとるようにする。

罰則

3.25 **罰則は必要か。**違反の罰則を設ける場合は、違反の程度に応じて公正かつ効果的な手段を用いるようにする。このとき、遵守の促進を目的とした刑事罰以外の罰則を第一の選択肢とする。刑事罰は、法的に執行可能な権利を新設する場合は必要だが、原則として、リスクや危害を加える意図がみられない事例には適用を検討しないものとする。刑事犯罪を新たに規定するときは、刑法の政策を担当する内務省に相談すること。また、新たな刑事犯罪規定により、法廷の負担増が予想されるときは大法官府（LCD）と協議を行う。

その他の検討事項

- 予防的な行政措置。許可証の交付、登記のほか、改善通知、停止通知、禁止通知などの措置をいう。行政措置のコストを常に念頭におき、形式的な事務手続きは最小限にとどめること。
- 是正策や抑止の手段として、**民事刑罰**や**罰金**を適用する。
- 以上の措置では不十分な場合に、刑事罰を適用する（但し、重大な違反に限られる。例：故意の違反、過失、累犯者、重大な危害をもたらす恐れのある人）。刑事罰を検討する前に、大法官府の助言を求めること。

3.26 法案は、人権法（the Human Rights Act）に合致していなければならない。詳しくは、www.lcd.gov.uk/hract/hramenu.htm 参照。

3.27 刑事罰ではなく行政罰を科す場合は、問題解決の手段として、公正かつ迅速、独立的で費用のかからない裁判手続きを企業に示すものとする。裁判にかかわる新しい権利を検討するときは、早い段階で LCD に相談し、どのような制度にするのか、また既存の手段を活用できないか確認する必要がある。制度の整備に要するコストも考慮すること。

施行管理と評価

3.28 実施方法の施行管理・評価（実施制度の効果など）や、遵守状況の正確な情報収集のための仕組みを整えておく。この作業とその実施時期は、RIA 評価書に明記する。長期的には、こうした情報を政策決定の資料として活用するとよい。企業や国民など、法案の影

響を受ける人からの苦情を記録する仕組みも検討する。

3.29 評価や見直しは、法案をつくった組織とは関係のない人が行うのが望ましい。但し、政策評価は例外的に、法案をつくった組織に属する人が実施してもよいものとする。見直しの際は、元の RIA 評価書中の費用と効果が正確であったか、また「解決策」により問題をどの程度解決できたかについて、検討内容を明記すること。

3.30 政府は、法令を導入した後、重要部分の体系的な見直しを行うと約束している。この見直しをいつ、どのように実施するか、適宜検討する必要がある。

3.31 政策の施行管理と評価に関する詳しい情報は、内閣府の Policy Hub を参照。
(www.cabinet-office.gsi.gov.uk/cmpps/Policy_Hab_GSI/welcome_to_policy_hub.htm)

RIA 中間評価の活用

閣僚間の合意形成

3.32 この段階では、担当閣僚から法案の承認を得て、各選択肢の仕上げに取りかかる。RIA 中間評価には、今取り組んでいる作業を反映させ、担当閣僚に見せた初期評価よりも多くの情報を盛り込むようにする。閣僚間の合意形成が必要な場合は、法案の性質に応じて、各閣僚宛の書簡もしくは閣内委員会での協議により、これを求めることができる。

3.33 いつ政策案の承認を求め、それにどう取り組んだらよいかについて、「Cabinet Committee Business - A guide for departments」という冊子に説明がある。内閣府委員会事務局に問い合わせのこと。（電話：020 720 0055，ホームページ：www.cabinet-office.gov.uk/cabsec/2002/guide/index.htm）。

書簡による決定

3.34 委員会業務の大半は、委員長である閣僚と書簡を往復して処理される。書簡は首相、委員会のメンバー、内閣官房長官（the Secretary of the Cabinet）にその写しが渡される。書簡は短く、明確かつ正確に書き、RIA **中間評価書を添える**ようにする。

3.35 首相の要請にしたがい、書簡には、主な論点と勧告を要約した短い段落を太字で冒頭に記し、回答期日を記す。回答期日は、コメントの募集期間を 10 **営業日以上**とする。これより期間の短いときは、その理由を明記する。

3.36 法案が中小企業に影響を及ぼす場合は、SBS を必ず回覧表に入れること。

規制インパクト宣言

3.37 規制インパクト宣言は、各閣僚宛の法案の合意形成文書もしくは内閣文書に（RIA 中間評価とは別に）盛り込む 1 段落のことをいう。規制の導入や修正にかかわる法案が、企業や慈善団体、ボランティア組織に及ぼす影響について説明する。RIA 中間評価の結果のほか、内閣府 RIU や SBS との協議内容も考慮して作成する。

3.38 以下のような「重要」法案には、規制インパクト宣言が必要である。

- RIA 中間評価で、費用が高くなることが示されたもの（年間 2,000 万ポンド以上）
- 高いメディア性がある、もしくは配慮を要する問題を扱うもの
- 規制改善特別対策室(BRTF)が報告した問題、同機関が管轄する問題を扱うもの
- 中小企業や慈善団体、ボランティア組織など、特定の集団に偏った影響を与えるもの

3.39 規制インパクト宣言は、内閣府の規制インパクト室の同意を得るものとし、法案が中小企業に影響を与える場合は、SBS の同意を得なければならない。SBS は、内閣文書もしくは閣僚宛の書簡にその見解を記す権利を保有する。

3.40 規制インパクト宣言を作成する必要があるのか分からない場合は、各省の DRIU もしくは内閣府の規制インパクト室に相談されたい。

（例）規制インパクト宣言（農耕地における汚水の再利用に関する規制改正案）

「2005 年末をめどに増加する汚水の排出と海洋投棄をなくすため、OFWAT の額限度内での必要投資が認可された。水道事業者は、農耕地用及び一部を焼却用水として汚水の再利用を促進する方針である。イングランド及びウェールズ地方における本対策の資本コストは、2000~2005 年で約 4 億ポンドになるものと見られる。

本案に関する規制インパクト評価の中間評価により、改正案は、企業への負担と比較しても環境面の効果が高いことが明確になった。焼却にかかる経常費は 1 億 7,300 万ポンド、埋め立てに 8,300 万ポンド、農業水路の整備費用は 2,300 万ポンドである。現行の農業水路関連の AMP3 事業に 4 億ポンドがかかるのに対し、焼却用水としての利用には 6 億 6,100 万ポンドの整備コストが必要になる。本案は企業への負担が大きいことから、内閣府の規制インパクト室と協議を行った。同室からは、本案のリスク・費用・効果とも適切な評価がなされており、良い規制の 5 原則（透明であり、説明ができ、目的が明確であり、論理一貫しており、バランスがとれている）に合致するとの評価を得た」

法案の発表とパブリック・コンサルテーションの実施

3.41 コンサルテーションは、公式協議文書をまとめるためだけのものではない。コンサルテーションは、設定した仮説を公開し、検討・意見・課題を模索するための機会である。企業やその他の関係団体に、未発生 of 事態の影響について意見を求めるのは難しい場合がある。

3.42 内閣府では、パブリック・コンサルテーション（公開協議）の実施要綱をホームページで公開している（www.cabinet-office.gov.uk/servicefirst/index/consultation.htm）。公開協議のオンライン目録で協議文書を公開する際は、同ホームページに所収のフォーマットに記入すること。

コンサルテーションで最良の結果を導くには

3.43 協議文書には、RIA 中間評価書を必ず入れる。協議を政策決定手続きの一環として位置づけ、十分な時間をとるようにする。コンサルテーションの期間は最低 12 週間とする。休暇期間を避けるのが望ましいが、この時期に行う場合は、期間を 12 週間以上に延長するように検討されたい。運営を第三者機関に委ねる場合は、その機関が内閣府の実施要綱及び下記の指針に従うことを確認する。

3.44 ボランティア組織も忘れないこと。就業人口の 2% を雇用し、その活動分野も多岐に渡る。政府とボランティア組織、地域社会の関係については、協議の実施要綱等の実施細目を根拠とする盟約がある。内務省の Active Community Unit に電話で問い合わせるか（020 7217 8400）、同省のホームページ（www.homeoffice.gov.uk）を参照されたい。このほか、The National Council of Voluntary Organisations 刊行の全ボランティア団体要覧がある（付録 6 参照）

協議文書の書き方

3.45 分かりやすくする。協議文書は、明確かつ簡潔にポイントを絞って書く。

火災安全法の改正に関する協議文書（2000 年 7 月発行）は参考になる。副首相府のホームページを参照。（www.safety.odpm.gov.uk/fire/consult/legislate/index.htm）。

ほかに、通商産業省の破産関連の協議文書もよい例である。

（www.insolvency.gov.uk/information/con_doc_register/closedindex.htm#landlord）

3.46 まず、協議関係者への質問表を作成する

- 費用と効果は妥当と思われるかを尋ねる
- 競争への影響評価は妥当と思われるかを尋ねる
- 施行にまつわる問題について尋ねる
- 想定外の結果について尋ねる

3.47 法案のコストについて尋ね、担当者が回答の根拠を求めていることを示唆するようにする。政府省庁のある路線の取り組みを妨げようと、回答者がコストを水増しするのを防ぐことができる。

3.48 協議文書の質問表は、調査専門家の協力を得て作成してもよい。

特に重視すべきもの

- 主要な仮説
- 選択肢（規制、法令以外の措置）
- 施行の問題（指導、時機など）
- 添付する RIA 評価書。協議文書の冒頭部分に分かりやすい目印を付けておく

3.49 コンサルテーションの成功条件

- ポイントを絞る。誰とどんな問題を協議しているのか、協議の制限時間や目的を明確にする。
- 誰と協議すればよいか、SBS 等の機関に助言を求める（付録 6 の組織リストを参照）。
- 最も適切な方法をとる。文書による協議は、新しい政策やサービスの意見を聞く手段として必ずしも適当とは限らないが、これ以外の方法を用いるときは、必ず文書も用意する。文書以外の方法には、以下のものがある。
 - 関係者との会合
 - 公聴会
 - インターネットのフォーラム
 - 公的調査
 - フォーカス・グループ
- 利用しやすいこと。電子手段の活用や質問表を別にするなど、協議に回答がしやすいよう工夫する。
- 協議文書とそれに添える RIA 評価書はすべて、各省庁や政府の所定のサイト（www.ukonline.gov.uk）に、明確かつ利用しやすい形で公開する。また、内閣府 RIU

にその写しを渡し、同室のホームページでも公開するようにする。ホームページに協議文書を載せる場合は、回答の送付先を詳しく記すこと（送付状も載せるようにする）。

■協議文書は、リンク先を示すなどして各省庁のホームページから簡単に入手できるようにしておく。検索エンジンは、利用者に無関係な文書を大量に検出することが多いので、あまり当てにしないこと。

■積極的に行動する。協議関係者に、協議文書へのリンク先を記した電子メールを送付する。協議文書をホームページで公開しただけで、あとは自分で探してもらうという姿勢ではいけない。

協議関係者の便宜をはかる

3.50 協議文書は、全文を載せた完全版のほかに、法案の概要を要約した**簡約版**の公開も検討するとよい。協議の関係者が、完全版を通読する必要があるかを判断でき、時間の節約になる。その場合、概要にはすべての提案の詳細を記すようにし、法案の効果や影響に欠落がないようにする。通商産業省の「企業法改正に関する白書（White Paper on the Company Law Review）」を参照されたい。アドレスは、
www.dti.gov.uk/companiesbill/index.htm。

協議疲労を防ぐ

3.51 省内外の職員と連絡をとり合い、関連する問題の協議に参加するようにする。企業や慈善団体、ボランティア組織から寄せられる苦情のうち、担当者が協議の時期を融通してくれないというものが最も多い。

3.52 協議関係者が他にいくつかの協議文書に回答しなければならないか、また夏季休暇中に協議を実施する必要があるのか考える。国会の審議日程など、自分の所管外の要因で日程が決まる場合は、関係者に当面の協議について知らせ、日程を調整できるようにする。関係者とは、RIA 初期評価や選択肢の策定の際に、顔を合わせることになる。そのときに、協議の日程を相談しておくとうい。

3.53 ステークホルダーが協議文書の検討や回答に十分な時間を確保し、一度にいくつかの協議に回答する必要がなければ、質の高い回答を期待できる。

報告

3.54 協議の回答を慎重に分析し、最終決定の理由を添えて結果を公表する。回答の検討の際は、代表機関や連合組織が加盟者とすでに協議を実施していることを念頭に、そうした回答の重みを受け止めるようにする。たとえば、労働組合会議（TUC）の回答には 69 の関

連団体や労働組合の意見が反映されており、産業連盟（CBI）も多数の企業を代表している
のである。

3.55 協議を踏まえて法案を見直し、必要があれば作成中の RIA 評価書を修正する。

参考資料

3.56 内閣府は、協議の実施要綱をホームページで公開している¹。また、同府刊行の
「Viewfinder: A policy maker's guide to public involvement」も参考にするとよい²。The
Better Regulation Task Force の報告書「Helping Small Firms Cope with Regulations –
exemptions and other approaches」には、中小企業の支援策として様々な方法が紹介され
ている³。

¹：www.cabinet-office.gov.uk/servicefirst/index/consultation.htm

²：www.policyhub.gov.uk

³：www.brtf.gov.uk

第4章

RIA 最終評価と完成評価

4.1 RIA の最終評価と完成評価は、RIA 中間評価の分析を基礎として実施する。コンサルテーションや追加の情報・分析を踏まえ、RIA 評価書を更新する。その後、勧告文を添えて閣僚に提出する。

4.2 **最終評価書**は、国会に提出する法案に添付する。主務大臣が署名し、国会図書館に収蔵された段階をもって**完成評価**となるものとする。最終評価は、省のホームページでも公開する。

4.3 最終評価と完成評価の内容

- 政策の目的を特定する。
- 政策案で取り組もうとするリスクを特定して数値化する。
- 残りの選択肢について、それぞれが要件をどう満たすのかを説明し、選択肢に付随する主なリスクとその緩和策を提示する。
- 影響を受ける事業分野を特定する。
- 公正性と公平性の問題があれば明記する。
- 中間評価で検討した各選択肢について、費用と効果を比較検討する。この段階では、協議のほかに省内でもデータの収集や分析を行って情報があるので、費用と効果の試算の正確性を一段と高めるようにする。影響が確実でない場合は、無理に正確な数字を出そうとせず、100 万~200 万ポンドのように範囲で示す。費用と効果の分析で前提とした仮説について説明し、利用したデータの出典と分析手法を示すようにする。確実でない場合は、上記の仮説について感度分析を行う。費用と効果は年間ベースで見積もり、必要に応じて減価償却する。費用は、政策コストと実施コストに分ける（費用と効果について詳しくは、付録 4 を参照）。この段階では、すべての影響を数値化し貨幣価値に換算する。これが無理なときは、できるものを数値化し、できないものについて詳細な定性分析を行う。効果が費用に見合うものであるかを担当閣僚が判断したり、外部調査を実施したりできるよう、影響をしっかりと分析しておく必要がある。
- また、「その他」の費用と効果も検討する。すなわち、企業や慈善団体、ボランティア組織のほかに、消費者、個人、公的部門、経済全体に対する費用と効果を、経済・社会・環境的な影響を含めて検討するようにする。これに該当する費用は、企業・慈善団体・ボランティア組織に対する費用と分けて記録する。
- 分配面の影響がないか検討し、所得移転や機会の再分配がもたらされる場合は、そのよ

い点・悪い点を明確にする。

- 各選択肢の費用と効果を、誰もしくはどの**事業分野**が負担するのかを簡潔に説明する。
- 想定外の結果や間接的なコスト**がないか確認する。
- フィルター・テストの結果に基づき、競争テストの簡易テスト、または詳細テストを盛り込む（2.59~2.60, 3.13~3.15, 及び**付録 3**を参照）。
- 中小企業影響テスト**の詳しい内容と、中小企業局（SBS）のコメントを入れる。
- 各選択肢の**遵守徹底**を図る制度と、これに係るリスクの検討内容を提示する。また、手引きの原案を示す。
- 当該政策の**施行管理や評価・見直し**をどう実施するかを述べる。実際の費用と効果がどうだったかを見直すときの基準を設定する、など。
- 様々な事業分野や種別の企業・機関から得られた回答（異なる内容もの）と**コンサルテーション**の結果を要約し、**コンサルテーションの後に仮説や見積もり、勧告を変更したか、変更した場合はどう変えたか**を説明する。
- どのような**影響**があるか簡潔に説明する。各選択肢が中小企業に与える影響、中小企業の支援策など。
- 推奨する選択肢を提示する**。費用と効果の分析など、RIA の構成要素に即してその理由を説明する。

施行

4.4 同日に実施される変更が他にないか確認する。開始日を揃えることに意味があるのか、それともずらした方が企業にとって都合がよいのかを考える。一般的に、企業は一斉変更を好む傾向がある。たとえば、職員の異動は 4 月に実施される。何らかの変更が一年中あるとしたら、企業は変更がないか常に注意していなくてはならない。そうになると、変更を見過ごしたり、完全に無視したりする可能性がある。

4.5 首相は 2000 年 11 月、すべての新法について、最低 12 週間の導入期間を設けるとした。手引きの公開から法案・規制案の発効までに、最低 12 週間を確保しておかねばならない。この規定は、法案や規制案により企業が利益を享受する場合にも適用される。

中小企業

4.6 中小企業影響テストで、法案の中小企業への影響が大きいという結果が出た場合、影響テストの第 2 段階を実施した。一般協議の後、政策案を大幅に変更した場合は、フォーカス・グループ／パネルを再度召集する。前回、フォーカス・グループに参加した中小企業は、政策目標や実施の選択肢を熟知しているので、今回のフォーカス・グループにも参加してもらうようにする。落とし穴の確認や負担を最小限に抑えるための提言を得られる

だろう。この機会に、企業に提出を要請する書類を試験することもできる。中小企業影響テスト、中小企業パネル／フォーカス・グループに関する詳しい情報は、2.61~2.65 と 3.16~3.18 の説明、及び www.sbs.gov.uk を参照されたい。

手引き

4.7 RIA 最終評価には、新法の説明方法を詳しく記す。手引きは、規制や法案の影響を受ける人が、それに従うにはどうしたらよいかを簡単に理解できるようにする。手引きの作成は、政策が決定されてからではなく、作成の途中から取りかかるようにする。

4.8 手引きの書き方

- 簡潔にまとめる
- 質問・回答形式にする
- その規制の意義を簡単に要約する
- 分かりやすい言葉を使う
- 専門用語は避ける
- 発行する前に、企業等の利用者に原案を誌読してもらう
- 中小企業の使う手引き書はすべて、SBS の認可を受ける
- 手引きの発行から規制の発効までの間に、**最低 12 週間の導入期間**を設ける

4.9 効果的な手引きの作成要領について詳しくは、SBS の「How to get the message across」を参照。アドレスは、www.sbs.gov.uk/content/legislation/。

合意形成

4.10 コンサルテーションの後、法案を大幅に修正したときは、閣僚間の合意形成が再度必要になることを覚えておく（主要法案については、the Legislative Program Committee：LP Committee の承認が必要）。この手続きが必要かどうかは、省内の DRIU や内閣府委員会事務局に確認する。

担当閣僚の署名

4.11 担当閣僚が法令の選択肢を選んだときは、RIA の最終評価書に本人が署名するものとする。複数の省庁が政策を担当した場合は、通常は主たる大臣が署名責任を負う。

4.12 RIA の評価書すべてに、質問や意見の送付先を記しておく。送付先として、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを明記する。

4.13 RIA 完成評価書の大臣の宣言欄には、次のように記すものとする。

「本規制インパクト評価を通読し、効果が費用に見合うものであることを確信する」

担当閣僚の署名

.....

日付.....

連絡先：氏名、室もしくは課の名称、省の住所と電話番号、電子メールアドレス」

4.14 RIA 評価は、担当閣僚の署名をもって完成評価となる。規制案や法案が国会に提出されたら、以下の宛先に評価書を送り、両院の図書館に所蔵してもらうよう準備する必要がある。

RIA 評価書 3 部

Deposited Papers Clerk

Oriel Room

House of Commons Library

London SW1A 0AA

RIA 評価書 1 部

Deposited Papers Clerk

Derby Gate Library

1 Derby Gate

London SW1A 2DG

RIA 評価書 1 部

Deposited Papers Clerk

The Library

House of Lords

London SW1A 0PW

Deposited Papers Clerk への連絡：

電話（020 7219 3666）

電子メール（hclibrary@parliament.uk）

公開

4.15 RIA 評価書の公式発行は行わない。各省のホームページで公開し、完成評価書を 1 部、下院図書館に収蔵する。主要法律案、関連法案、欧州法案の国会提出時には、最終評価書を添付する。その際の要件を、以下に記す。

■欧州指令の関連法案を含む政府法案については、法案の説明覚書の中に RIA 評価書を要約して盛り込む。その際は、費用と効果を中立的な見地から記し、その措置の議論や弁明にならないようにする。RIA 最終評価書をどこで入手できるかを、以下の標準書式に則って示すこと。

「**本法案の費用と効果に関する RIA 最終評価書は、～で公開している**」

■**規則・命令**については、説明覚書に RIA 評価書を利用できることと、どこで入手できるかを記す。

■**欧州法案**については、国会に提出するすべての説明覚書に RIA 評価書を添付しなければならない。最終評価書の作成が間に合わないときは、初期評価をできるだけ仕上げて説明覚書に付し、その後最終評価書をできるだけ早く提出する。

■政府が支持する、もしくは反対するつもりのない**議員立法法案**については、第二読会の期日までに RIA 評価書を作成する。反対の議員立法法案についても、RIA を実施すると、法案に反対する根拠を示すことができる。

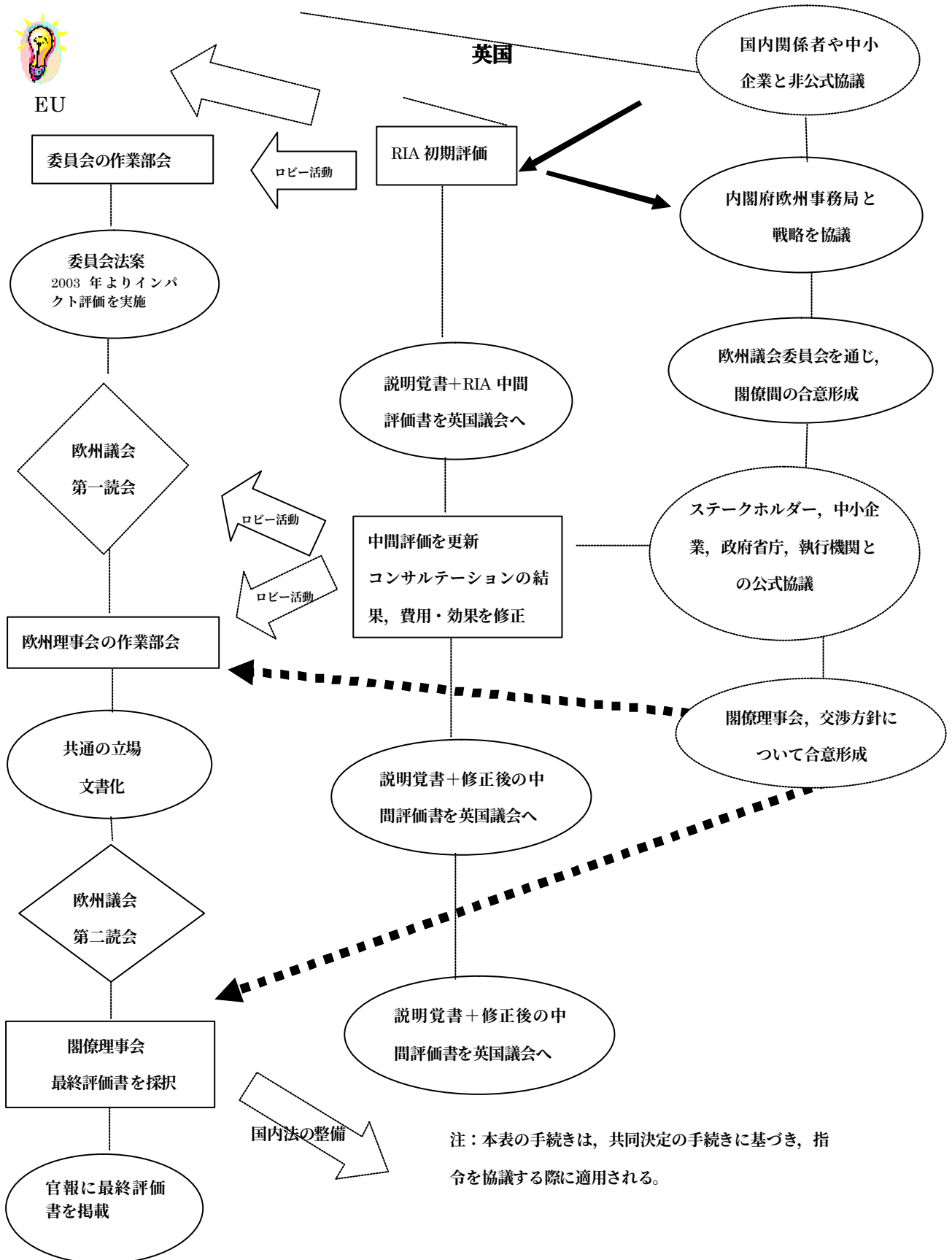
4.16 法案が上院（上院に提出した場合は下院）を通過し、下院で大幅な修正がなされた場合は、RIA 評価書を改訂する必要がある。RIA の**最終評価書はすべて、省のホームページに分かりやすく利用しやすい形で公開し、RIU のホームページにリンクさせること**。RIA が戦略文書や行動規範等に関するもので、法令に関係しない場合は、前記の文書に評価書を添えて公開するようにする。

欧州法の政策決定手続き

アイディア



EU



注：本表の手続きは、共同決定の手続きに基づき、指令を協議する際に適用される。

第5章

欧州法案の処理

5.1 本章では、欧州法案処理の特徴について、特に共同決定の手続きのもとに協議される指令を中心に上げる。本章で示す方針は、欧州法案処理の最良実施例として、全般に適用されるものとする。内閣府欧州事務局(Cabinet Office European Secretariat)は、EUの政策決定の諸手続きに関する情報や指導を提供している（電話：020 7276 0086）。

5.2 欧州委員会は 2002 年 6 月、規制の改善に向けた行動計画を採択し、新しい政策案について体系的な影響評価と協議の最低基準を導入すると表明した。委員会の具体的な活動については、5.11 を参照されたい。但し、これは国内での RIA の実施義務に何ら影響を及ぼすものではない。

5.3 最終的に英国で実施することになる法令や協定の協議には、RIA の実施が必要である。欧州法案には、指令、規制、決定、欧州連合（EU）規定の技術適用、共通の立場、第 2・3 の柱に基づくコンベンションなどがある。本章とあわせて、第 2～4 章に示した RIA の実施要領を読むようにする。

用語解説

委員会＝欧州委員会

議会＝欧州議会

理事会＝閣僚理事会

英国代表部＝欧州連合英国代表部

5.4 欧州法案の処理に関する重要ポイント

- 法案策定の権限は英国の政府職員ではなく、委員会にある。したがって、委員会が作成している原案に、早くから注意を促すことが大切である。すでに関係部局（DG）の政策担当者と良好な関係を築いているかもしれないが、そうでない場合は、窓口に適当な人物を探して相談してみる。担当者は、EU 全体に適用される問題の解決策を探しているものであり、外部からの情報を歓迎してくれる。
- 多くの加盟国の一つという認識をもち（他に 14 の EU 加盟国と欧州議会がある）、選択肢や交渉戦略を練るときは、他国の立場を確かめるようにする。他国の立場を知らずに効果的な交渉を行うことはできない。これは極めて重要である。
- 人脈づくりやロビー活動、協力関係の構築は重要である。
- 非公式／専門家の作業委員会について、英国代表部に確認する。

- 導入や施行の実効性について早めに考えるようにする。交渉途中では見過ごされがちだが、交渉時間などに、大きな影響を及ぼす可能性がある。
- 英国の全分野の交渉方針を調整する内閣府欧州事務局の担当事務官と、常時連絡を取るようにする。
- ブリュッセルの英国代表部を通して、委員会や議会、他の加盟国の常設代表部（<http://ukrep.fco.gov.uk>）の政策担当者を探し、連絡を取るようにする。
- 英国外務省に相談して、他の在 EU 諸国英国大使館を通じて、担当省の窓口を探してもらう。

5.5 RIA をいつ実施するか

- 欧州委員会が新法案を準備すると分かったら、すぐに**初期評価**にとりかかる。
- 委員会が法案を作成した段階で、**中間評価**にうつる。中間評価書は、交渉方針の合意形成を求める関係閣僚宛の文書のほか、英国国会に提出する説明覚書（EM）、公式協議文書に添えて提出する。
- 理事会もしくは欧州議会が修正案を提出したら、**中間評価書を修正**する。
- 国内での立法措置を準備する段階で、施行案の選択肢について RIA を実施する。

5.6 EU 法案やその他の国際法案に取り組む場合は、英国国内の承認・審査手続や交渉の際の資料として、各段階の RIA を活用する。

RIA 初期評価

5.7 法案作成の早い段階で初期評価を実施すれば、担当閣僚に初期段階の考え方を伝えることができ、欧州委員会や他の加盟諸国、法案の適用対象となる関係者等と早くから連絡を取ることができる。

- 方針決定に当初から**担当閣僚の参加**を促す。担当閣僚は、政治的な配慮から、EU の主要機関や他の加盟国の閣僚へのロビー活動を主導したり積極的な役割を果たすことがある。
- 必要に応じて、**英国政府や分独立行政機関の担当者の意見**を求める。
- ステークホルダーの意見**を求める。法案の影響を受ける人たちとの非公式協議により、各種の選択肢や費用・効果に関する情報を得ることができる。また、法案の実際の運用や国内産業の負担するコストや問題について法案の具体策を練る上で、関係者を動員する手段にもなる。このように、早い段階で連絡を取っておけば、後日、実施や運営の問題が発生するのを回避できる。ステークホルダーには、欧州委員会の実施する協議に参加するよう促す。委員会は、外部協議は早い段階で行い、法案の具体策の作成に反映させたいとしている。

■**欧州委員会の関係者と連絡を取り合う。**法案の提出にかかわる委員会の決定に影響力を持つ場合は、共同体レベルの措置が十分認められているか、また委員会が対策を取らなければどうなるかを検討する。これにより、他の選択肢を評価する際の基準ができる。この段階から、すべての選択肢の費用と効果について検討を始める（第2章参照）。法案が正式に発表される前に、同法案に関して委員会の実施するコンサルテーションを探し、コメントを送るようにする。

■**省内の法令担当官に当初段階で相談する。**早期段階で省内の法令担当官に相談することは、極めて重要である。次のことについて助言が得られる。

- 共同体が当該分野に**法的権限**を持っているか
- **法的根拠**は妥当なものか
- 措置は一貫しているか、他の措置との整合性は確保できるか
- 国内の現行法体制との整合性はどうか、同一問題を対象とした既存の法規制にはどんなものがあるか、どの程度の修正が必要か、実際に機能するのか（**策定日程や制裁の実効性を含め、当初から施行・運営にかかわる問題を考えることが大切**）。
- 法案は、設定した目標の達成手段としてどの程度適切か、法令以外の措置はないか。
- 法制度の異なる独立行政機関などの外部の法令担当官に相談すべきか。
- 欧州法の原案を検討する際、サンセット方式の適用が不可能もしくは不適切な場合は、指令の協議担当者が指令の文言に見直しを行う旨明記するようにする。欧州委員会は、規制改善のための行動計画の中で、その主導権を侵害することなく、法案に見直し条項を加える措置を適宜取るとしている。

5.8 **法案の可能性が出てきたら、早めに取りかかる。**委員会が新法や修正案を作成すると分かったら、法案が正式に策定される前に早めに関与することで、新法の範囲やコスト、効果に影響を及ぼす機会が得られる。文言の提案も有効だが、委員会の考えに影響を与えるために RIA の活用も検討するとよい。運輸・地方政府・地域省は 2002 年 4 月、委員会（DGTREN）及び他の加盟国の担当者に、自動車や大型トラックを対象とした車両の排出規定の改正案について、RIA 初期評価書を提出した。委員会の作業部会は後日、RIA 評価書で示した英国の反対意見を取り上げ、廃案の考えを表明する結果になった。

5.9 **非公式協議で得た情報を利用し、様々な選択肢を設定するとともに、委員会とその妥当性について協議する。**

5.10 法案が大きな影響を及ぼすと見られる場合は（「大きな影響」の定義は、3.17 を参照）、**省内の DRIU や EU 課に連絡する。**同機関は、内閣府 RIU に連絡する。

欧州委員会の活動内容

5.11 規制改善のための行動計画の中で、欧州委員会が表明した活動の概要を以下に示す。

2002年6月に採択された規制改善のための行動計画の中で、**委員会**は以下の対策に取り組むとした。

■**2 段階方式による影響評価の導入**。政策案の経済・社会・環境への影響を評価する。2003年から段階的に実施し、2004年度からの本格的な運用開始を目標とする。影響評価は、「年次政策戦略」や「作業計画」に記載のすべての法案を対象とする。法案にはすべて事前評価を適用し、その中から評価を続行するものを選ぶ。

■**協議の最低基準を設定し遵守を徹底する**。政策決定手続きの公開性と透明性の向上を目的とし、2003年より開始する。包括的アプローチ、回答の承認、フィードバックの徹底、協議期間を最低8週間とするなど。

欧州委員会の全部局がこの行動計画に署名している。ただ、新しい取り組みであることから、委員会の業務慣行として定着するには時間がかかるだろう。この促進と実施には、英国の政策担当者の協力と支援が重要になるものと考えられ、わが国はこれを優先課題の一つに位置づけている。

委員会の取り組みに対して

■**委員会は、提出されたすべての法案について、2004年より事前影響評価を開始するとしている**。だが、模範的には、採択されたすべての法案について、2003年内に影響評価を行うようにされたい。

■**「2003年 年次作業計画」で重要だと判断された法案について、さらなる影響評価を実施して公表されているか確認する**（さらなる影響評価を行う法案の選定は、法案作成の時点で明確化されていない問題があるかがその基準になる。だが、これについて委員会の意見に異論を唱えたり、さらなる影響評価に値すると思われる措置があれば、それを要望したりしても構わない）。

■**委員会から要請されたときに、法案の影響に関する国内データを提供できるよう用意しておく**。このような情報は、国内のRIAの実施過程で集まっているだろう。

■**協議が（少なくとも）委員会の定める最低基準に則って行われていること、また協議結果が法案に添付する説明覚書に反映されていることを確認する**。

■**他の加盟国や外部関係者に働きかけ、委員会が効果的な協議に基づいて十分な評価を実施できるようにする**。

5.12 委員会の影響評価は、欧州連合全域での影響をみるものとする。だが、特に英国に及ぼされる影響を具体的に評価するため、欧州法案についても同様に国内用の RIA を行う必要がある。委員会の影響評価に、国内用の情報を資料として供することもできる。

RIA 中間評価

5.13 委員会が理事会や議会に法案を提出したら、RIA 評価の次の段階にうつり、各選択肢の費用・効果やリスクをより詳しく検討する体制を整える。中間評価は次の 3 つの場面で活用できる。

- 担当閣僚が交渉方針を決定する際に情報を提供できる
- 交渉方針について、内閣、閣内委員会、首相、その他関係閣僚の合意を得る
- 英国国会に交渉戦略を説明する（RIA 評価書は、調査委員会に送る説明覚書に必ず添付する）。詳しくは、RIU ホームページの欧州の項を参照。

www.cabinet-office.gov.uk/regulation/europe/index/htm

費用と効果の分析

5.14 各選択肢の費用と効果や、当該措置を国内でどう実施するかについて、できるだけ早い段階から考えるようにする。閣僚は、各選択肢や国内で法案の及ぼす影響を考えるようになるだろう。その際、大企業や中小企業に対する法案の意義を説明してもよい。

5.15 英国にとっては、法案の費用と効果が最も重要だが、このような情報の入手に費用や手間がかからず、法案のコストが大きくなりそうな場合には、他の加盟国や EU 全体にも周知するのが望ましい。

5.16 委員会が影響評価で提示した数字は、すべて検討する。

5.17 他の加盟国の担当者と連絡を取り、意見を聞いたり、優先事項やどんな制約があるかを尋ねたりする。適当な場合は、初期段階での費用・効果の見積りを公開するとよい。

5.18 内閣府欧州事務局も法的問題の調整を行っており、特に一つの事業分野で譲歩したことが別の分野に影響する場合には調整にあたる。英国にとって難しい問題が発生した場合（重要な交渉問題に関する省庁の意見が一致していない場合など）には、いつの交渉過程であっても必要なときに同事務局に相談するとよい。

欧州法案に関する公式協議

5.19 欧州議会と理事会に官報で法案のことが伝えられたら、すぐにパブリック・コンサルテーション（公開協議）を開始するようにする。協議の際は、RIA 中間評価を情報資料として活用し、終了後は協議の結果を評価書に反映させる。非公式協議でも多くの情報を得ることはできるが、このような公開協議を行うと、想定外の結果やこれまでに検討されていない問題が浮き彫りになる。

5.20 協議は、英国で最低期間とする 12 週間以内に通常は終了できると考えられるが、法案の協議の進捗状況からこの限りでないと判断される場合は、協議文書にその旨を明記する。このような場合は、必要に応じて、非公式協議の結果をパブリック・コンサルテーションの補足情報として加えるものとする。

5.21 最大限の公開性と透明性を追求する一方で、商業上の理由もしくは交渉方針の機密保持のために、RIA 評価書で公開する情報の水準や性質について判断が必要な場合がある。このような場合は、省内の DRIU の助言を仰ぐようにする。DRIU は、内閣府 RIU や内閣府欧州事務局もしくは英国代表部に適宜連絡する。

RIA を交渉に活用する

5.22 EU での交渉に関する内閣府の指針を読んでおくこと。内閣府欧州事務局で配布している。

5.23 **他の加盟国と協力する。**他の加盟国の立場を明らかにし、できるだけ同盟関係を作っておく必要である。他の加盟国から修正案に支持が得られるようにする。他の諸国が RIA を実施していないか確認し、それぞれ国内産業に対する影響を検討するよう促す。交渉方針を公表しないという条件で、英国の RIA に基づく情報を他の加盟国と共有してもよい。

5.24 **欧州議会と協力する。**欧州議会の議員や当該委員会の委員は、法案の修正を求めたり発言したりできるため、最終法案の作成に影響を及ぼすには、こうした議員らに説明や連絡を行うとよいだろう。どの国の欧州議会議員にも直接連絡できるほか、英国代表部（<http://ukrep.fco.gov.uk>）や内閣府欧州事務局に助言を仰ぐことができる。一般には、極めて短い事実メモが最も効果的で、補足的に主要委員と個別に会合をもつとよいだろう。最近、欧州議会で英国の燃料品質に関する RIA が用いられることがあった。非道路運送車輛燃料の変更には、膨大なコストがかかる割に効果が乏しいことが実証され、議会は見解を変えた。

5.25 **理事会事務局**（当該分野の専門家であり、過去の関連法案に詳しい）や法制局（委員会や議長国と協力して交渉期間中に法案の練り直しを担当）と協力する。他の加盟国同様、上記の機関に英国の立場を理解してもらうことが重要であり、文言の修正を行う上でも大事な手段となる。交渉期間中は、法制局に基本条約の根拠や文言について助言を求めることができる。但し、助言を求める前に、省内の法令担当官や英国代表部に尋ねてみるとよい。

5.26 **協議の進展に合わせて RIA を修正する**。協議過程で生じた法案の内容・文言に関する大幅な修正は、すべて評価する。こうした修正により、英国内での法案の影響の大きさが変わる可能性がある。欧州委員会にも、評価書の更新をすすめる。欧州議会の票決から次の理事会会合までにあまり時間がないこともあるので、RIA 評価書の更新は迅速に行う必要がある。

国内での立法措置

5.27 国内法整備に向けた計画を策定する。法案の実施に伴う国内産業への負担が最小限となるよう、協議の早期段階から移行と実施の実効性について検討を重ね、英国政府の担当機関に説明を行うこと。計画には、立法措置を予定通り適切に実施するために必要な資源と実施時期を明記する。理事会が「共通の立場」を採択する前に、関係閣僚や各省、内閣府のほか、適当な場合には独立行政機関の同意を得るようにする。

閣僚の署名

5.28 担当閣僚は、法令に同意しているとしても、現時点ではまだ手続きの半分にしか達していないため、RIA 評価書に署名する必要はない。署名が必要になるのは、英国の法案として国会に提出した場合である。

欧州法の実施

5.29 この段階の RIA では、実施の選択肢の検討に重点的に取り組むものとする。なかには、交渉中に検討を行った選択肢もあるだろう。たとえば、ある事業活動に許可証を必要とすると定める指令の場合、リスクによっては、単年度よりも 10 年間有効な許可証を発行した方が適当なことがある。その場合、産業界に対する負担が大幅に低減され、指令の目的も達成される。法律の実効性を早期段階で検討しておく、国内の現行法体制との整合性を考え、指令や規制の文言に一定度の幅を持たせるよう交渉したり、官民両部門での実施コストを低減したりできる。

5.30 共同体法は、EC 法令を適切な時期に、効果的かつ相応の方法で実施すると規定している。指令に関しては、企業負担を最小限にする等の他の国内政策目標を踏まえつつ、欧州法令の目的を期日までに達成するよう、国内法の整備を行うことをわが国の政府方針としている。RIA では、実施の選択肢をすべて取り上げ、法的訴訟などの法案のリスクや、経済などへの影響を明確にする。

5.31 各選択肢が指令の求める成果を達成できるかについて、**法的助言を求める**。指令自体の解釈が不明確な箇所があれば特定する。法律上の義務について疑問があるときは、担当閣僚に選択肢を提示する。その際、リスクの最も低い選択肢だけでなく、それぞれの選択肢のリスクを示すようにする。選択肢を検討するときは、ここでも「何もしない」という選択肢を含めるようにする。ふつうは、英国で欧州法令の要件が完全に満たされることはないため、この選択肢が用いられることはほとんどない。だが、交渉の前に出した「何もしない」選択肢に関する数字は、他の選択肢を評価する際に一つの基準として活用できる。

5.32 選択肢について関係者と十分に協議する。特に、実施措置を採択する委員会でまだ決定がなされていない場合はこれに従う。上記の決定には、共同体法の実施細目に関する決定や、共同体の政策管理にかかわる決定、技術適用、法令の改正などがある。こうした委員会の決定は、法律の効果に大きく影響する可能性があり、RIA では委員会の決定を考慮するようにする。

5.33 関連のある施行機関との緊密な協力を維持する。

5.34 **実施状況に過不足が生じていないか確認する**。国内の現行法体制の維持や、法律として確実であり訴訟の可能性がないことを求める圧力、また国内の担当機関が複数ある場合には、様々な方法で指令の部分的な実施を求める声があるだろう。このような圧力があるときは、省の「実施過剰」になり、指令の「金メッキ」や「重複」が起きる可能性がある。

5.35 金メッキとは、指令の遵守に必要な最低限度の要件を上回る内容が実施されている状態をいう。詳しくは、RIU のホームページの「欧州」の項を参照されたい。政府の方針としては、例外的な理由がない限り、指令の金メッキをしないこととする。金メッキは、それにより発生する費用や効果の正当性を承認されなければならない。金メッキが見つかった場合には、内閣府の RIU に報告しなければならない。

(www.cabinet-office.gov.uk/regulation/europe/index.htm)

5.36 重複とは、欧州法の対象分野が既存の国内法の対象分野と同一である場合をいう。これは、実施の方法や程度が異なる場合も含める。詳しくは、RIU ホームページの「欧州」の項を参照されたい。

国内法整備のためのチェックリスト

5.37 欧州法令を実施するための国内法は、簡潔で明確かつ分かりやすいものとなるようにする。

5.38 チェックリストは、欧州法の国内整備を最良の方法で行えるよう、担当者の一助として供する。立法措置の重要項目を網羅しており、政策目標の特定や法的リスクの問題など、担当者が必要な措置をすべて取ったか確認できるようにしてある。詳しい内容は、RIU ホームページの「欧州」の項を参照(www.cabinet-office.gov.uk/regulation/europe/index.htm)。

施行原案に関する協議

5.39 実施法規の原案を作成（内閣がこれを承認）したら、第 3 章で示した手順に従い、原案に関して協議する必要がある。

5.40 原案の作成については、RIU ホームページの「欧州」の項に説明がある。内閣府の法令担当官に尋ねる。

RIA 最終評価と完成評価

5.41 協議の内容や追加情報・分析を踏まえ、RIA を更新する。最終評価の内容については、第 4 章を参照。

5.42 欧州法の実施は通常、英国の国内法という形をとるため、閣僚はその RIA 最終評価書に署名する必要がある。このときの手順については、第 4 章を参照されたい。

国内立法の覚書

5.43 2001 年 11 月より、欧州指令の国内法を整備する法案を国会に提出するときは、国内立法の覚書（TN）を必ず添えるよう義務づけられている。この覚書には、指令の各要素を国内法でどう扱うのかを明記する。これにより、透明性が高まるほか、どこに実施の重複等があるかが浮き彫りになる。

5.44 覚書に関する詳しい情報は、RIU ホームページの「欧州」の項を参照されたい。

手引き

5.45 明確で実用的な手引きがあれば、EC 法令の導入や実施が不十分、不正確であるとして訴えられたり、委員会の手続きに違反したりしないよう、いつでも参考に見ることができる。このような手引きがあれば、Direct Access Government の該当ページ (www.ukonline.gov.uk) に掲載しておく。

国内の実施管理

5.46 英国内におけるすべての EC 法令の実施管理は、内閣府欧州事務局が担当する。マン島及びチャンネル諸島については大法官府に (www.lcd.gov.uk/constitution/crown/govguide.htm)、ジブラルタルについては外務省 (020 7008 3310) に連絡されたい。共同体法の施行が難しくそうな場合は、上記機関にできるだけ早く連絡する（実施の期日に間に合わないなど）。欧州委員会が英国に対し、共同体法令の国内立法措置が適時・適切に行われていないとして手続きの違反を訴えた場合は、内閣府欧州事務局も政府の対応調整にあたる。

手続きの違反と欧州裁判所への提訴

5.47 手続きに違反があったときは、RIA 評価書中の選択肢を再確認したり、新しい選択肢を検討したりする必要がある。そのためには、ステークホルダーと非公式に協議する必要がある。その際、法的手続き上の機密情報に配慮し、欧州委員会への回答期間が限られていることを念頭に置く。大臣への勧告には、**すべての選択肢とそのリスクを明記すること**。

5.48 大部分の違反訴訟は、欧州裁判所に提訴される前に解決される。だが、そうなった場合には、上記と同様の方法で大臣への勧告文を作成する。但し、機密性については上記のような法的拘束力はなく、必要、適切と判断される場合には、より公開性の高い協議が認められている。

EU 関係用語集

アキ (Acquis)

共同体の基本条約や法律, 欧州裁判所の判例等の総称。欧州共同体の法体系を形作るもの。

欧州委員会の官房

欧州委員会の委員は, 官房 (職員から成る「官房」) を持っており, そのトップは chef de cabinet と呼ばれる。通常は 6 名の職員で構成される (議長国の「官房」が最も大きい)。官房の職員は政策の策定に重要な役割を担い, 委員と欧州委員会の職員との調整役として働く。英国政府の官房よりも職務範囲は広い。

共同決定の手続き (第 251 条/EC)

マーストリヒト条約で規定された手続き。アムステルダム条約によって改正され, 現在は多くの分野の共同体法に適用されている。手続きは複雑であり, 以下に参考用として簡単に解説する。

欧州議会及び欧州理事会に提出する法案は, まず議会 (第一読会) が審議を行う。改正案の承認は, 欧州議会議員の単純過半数の賛成を得なければならない。その後, 欧州委員会が検討を加え, 議会の意見を考慮して改正法案を作成する。理事会は, 状況に応じて多数決または全会一致により, 文言の修正や共通の立場の採択を行う。

採択された共通の立場は, 議会 (第二読会) に送られるが, さらなる改正案を採択するには議員の絶対過半数を得なければならない。再度, 理事会が文言を検討し, 議会の修正を容認するかを決定する。容認しない場合は, 調停委員会を召集して妥協案を模索する。

協議の手続きを参照。

EC 委員会 (CEC)

共同体の基本条約の守護者。基本条約に基づく法案の提案に唯一の権限を持ち, 理事会決定を執行する。議長国は, 欧州理事会に同じ。加盟国の任命する 20 名の委員 (5 大加盟国から各 2 名, その他の加盟国から各 1 名) で構成される。任期は 5 年。委員はそれぞれ事務局を持つ。毎週 (通常水曜日), 全体会議を行う。委員会の業務は, さらに 24 の部局に分けられ, 各政策分野や翻訳, 解釈, 法律など多数の職務に取り組む。

委員会 (欧州議会)

欧州議会の法案・政策審議は通常, 議会の専門委員会が行う (英国議会の特別委員会や常

任委員会に相当)。最終合意は、欧州議会本会議で決定される。

常任代表部委員会（COREPER）

欧州理事会の議事は、通常 COREPER が準備を担当する。ブリュッセルの加盟国常任代表部の大使（COREPER II）及び副大使（COREPER I）で構成される。両委員会とも週に 1 度以上会議を開き（COREPER I は水曜と金曜に召集される）、作業委員会に準備作業の実施を指示する。COREPER の議題は、欧州理事会の議事項目「A」と「B」に応じて、（I）と（II）に分類される。

コミットロジー（Comitology）

各種の共同体法に基づき、欧州委員会の執行業務を補佐する目的で設置された委員会体制の総称。議長は、欧州委員会。すべての加盟国の代表部で構成される。提出法案の初期協議の場として活用されることも多い。

共通の立場

欧州委員会の提出法案について、欧州理事会が最初に承認した文言のこと（最も重要な意味を持つ）。この段階では大部分の問題は解決されており、（通常は）詳細事項に関してのみ最終案がまとめられる。

共同決定の手続きを参照。

決定（Conclusions）

欧州理事会が政治的コミットメントの提示に用いる 2 大措置の 1 つ。拘束力のある法律を必要としない。欧州委員会に提案を要請する必要はなく、議長国が行うのが通例。理事会決定と議長決定の 2 種類あり、後者は議長国の権限を唯一の根拠とする。理事会決定は、すべての加盟国（及び通常は欧州委員会）の合意を必要とするものと一般に理解されている。欧州理事会の考案したツールであり（基本条約には盛り込まれていない）、効力は決議などの他の措置に比べてやや強い。

協議の手続き

欧州議会にかかわる主要手続きのうち、最も古くから存在する。欧州理事会は、法案を採択するにあたり、議会の見解を待つとされる。これによる採択の遅れは、往時は欧州議会の唯一の対抗手段であった。

共同決定の手続きを参照。

司法・内務分野協力（CJHA）

第三の柱としても知られる。当初は、政府間協力の枠内で、難民・移民政策、入国管理、警察・司法協力などの分野に取り組んだ。アムステルダム条約によって、大部分が第一の柱に移管され、現在は第三の柱として刑事事項における警察・司法協力を限定した取り組みを行っている。

欧州連合理事会（閣僚理事会）

EU の主たる最終決定機関。会議は特別形式で行われ、各国の関係閣僚が参加する（社会問題理事会、環境理事会、国際市場理事会などがある）。議長国は、欧州理事会に同様。委員会（通常は担当の委員）も出席する。理事会の準備は、作業委員会と COREPER が担当。理事会事務局が協力する。

理事会事務局

欧州理事会の恒久機関。各レベルの会議運営を担当する。理事会の慣例や手続きに関する専門家も常駐している。部局に分かれる。

理事会作業委員会

文字通り、関係職員のための会議（国家や恒久代表部の職員）。議長国は、欧州理事会に同様。法令に関する協議の大半がここで行われる。また、COREPER と理事会に提出する前に、文書の専門的な細目事項を検討する。欧州委員会からも、通常は室長クラスの担当者が出席する。

決定（第 249 条／EC）

共同体の行使する 3 種類の拘束力を持つ法令の一。共同決定の手続きに従う場合は、欧州議会と欧州理事会によって採択される。特定の状況下では、理事会または議会が単独で採択できる。加盟国や企業、個人など、対象とする主体に対して拘束力を持つ。

規則・指令を参照。

指令（第 249 条／EC）

共同体の行使する 3 種類の拘束力を持つ法令の一。共同決定の手続きに従う場合は、欧州議会と欧州理事会によって採択される。特定の状況下では、理事会または議会が単独で採択できる。加盟国を対象とし、施行手段の選択権を各国の政権に与える一方、効力の点で加盟国を拘束する。規制や決定とは異なり、国内での立法措置を必要とする。

規則・決定を参照。

直接適用可能

国内での立法措置を取らずに、法令を加盟国に適用できる場合をいう（規制や基本条約の条項、決定など）。以下を参照。

直接の効力

直接適用できないものの、個人に直接の効力をもたらす法的措置のこと。国内での立法措置が取られていなくても、個人が国家やその準機関に対し、この法的措置の条項に訴えることができる。直接の効力を適用するには、一定の条件を満たすことが必要。

部局

欧州連合の主たる行政機関。欧州委員会には 24 の総局があり、ローマ数字 (DGIV, DGXIII など) であらわされる。欧州議会にはアラビア数字 (DG3, DG5) を、欧州理事会にはアルファベット (DGC, DGJ) を用いる。

欧州共同体

実際には、1950 年代にそれぞれの基本条約のもとに設立された、欧州共同体 (EC。旧欧州経済共同体 (EEC))、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州原子力共同体 (EAEC もしくは EURATOM) の 3 つの共同体が存在する。1965 年のブリュッセル条約により、単一の組織構造に統合。単一欧州議定書、マーストリヒト条約、アムステルダム条約によって改正された。上記 3 つの共同体とも、欧州連合の第一の柱に位置づけられる。

欧州理事会

元首・政府首脳により構成される最高機関。1970 年代より定期会合を開いており、1986 年からは年に 2 回召集。当初は非公式に行われていたが、1986 年の単一欧州議定書により正式に承認された。マーストリヒト条約のもと、共通外交安全保障政策や司法・内務にかかわる政府間政策の調整を行う一方、共同体の活動の促進・調整という当初からの任務も継続する。欧州サミットとも称される。

欧州裁判所 (ECJ)

奇数名の裁判官で構成される。各加盟国から 1 名を選出し、必要があればもう 1 名加える（現在は 15 名。オーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟する前は 13 名）。任期は 6 年。3 つの共同体基本条約の解釈をめぐる問題のほか、下位法に関する直接訴訟、加盟国の国内法廷により付託された訴訟等について判決を下す。欧州裁判所の判決は国法の一部となる。第三の柱に関し、特定の権限を有する。

欧州経済領域（EEA）

実際は、単一市場域外のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーに及ぶ。但し、共同市場への参入権と引き換えに、適用可能な EC 法令を遵守しなければならず、その協議には発言権が完全には認められないことを了承する必要がある。

欧州議会（EP）

626 名の委員で構成される（英国からは 87 名）。各加盟国の選挙規則にしたがい、5 年に 1 度選挙を実施。元は諮問機関だったが、実質的な予算上の権限や新任欧州委員全体の承認権を有する。マーストリヒト条約により、欧州委員会の活動に対する権限や、欧州市民との直接的な関係が強化された。アムステルダム条約によって権限がさらに強化される。ストラスブールとブリュッセルで定期的な会合を開く。

欧州連合

1992 年のマーストリヒト条約（欧州連合条約とも）により創設。経済（欧州共同体など）、共通外交安全保障政策、及び刑事事項における警察・司法協力（アムステルダム条約による改正後）という 3 つの柱を有する。また、欧州市民という概念のもと、多くの政策領域を拡大し、法案採択のための共同手続きを導入した。欧州連合の加盟国は、3 つの欧州共同体の加盟国に同様。

第一の柱

欧州共同体を参照。

実施

加盟国において必要な立法措置が整備され、共同体法が適用・施行されること。

国内法の整備を参照。

条約違反

加盟国が基本条約の規定を守っていない状態をいう。指令に関する国内法の整備が適切でない（期限までに実施していない）、適切に施行されていない場合などがこれに相当する。加盟国の合理的な意見で満足な回答が得られないときは、欧州委員会が欧州裁判所に条約違反として提訴できる。

法的根拠

共同体の活動の権利を定めるローマ条約の条項とされている。ローマ条約は、投票手続きのほか、実施に適する法的措置（共同決定等）の種類なども規定している。

加盟国

EU に加盟している国のこと。

常設代表部

各加盟国の常設する事務局のこと。ブリュッセルにあり、実質的には「大使館」に同様。主に 4 つの職務がある。

- 欧州理事会の交渉機構への参加と従事。
- 共同体の機関や他の加盟国の恒久代表部との関係保持。
- 自国の担当機関に情報や助言を提供。
- 共同体の活動に利害関係を持つ組織や財界人など、特別利益団体代表の訪問への対応。

英国の事務局は、英国代表部（UKRep）である。

議長国

実質的な欧州連合の議長役。すべての作業部会や COREPER、理事会会合の議長となり、EU の議題をまとめたり、合意の達成を目指したりする重要な役割を果たす。

特定多数決（QMV）

欧州理事会における 3 つの投票形態の 1 つ。QMV の採択を可決するには、加盟国の全投票数 87 票のうち賛成 62 票が必要。投票権はおよその人口比に応じて割り当てられる。英国は 10 票。

全会一致を参照。

報告書担当委員（Rapporteur）

欧州議会委員会の委員。法案などの特定の問題に関して、欧州委員会の報告書を作成する。問題の背景を調査して独自の見解をまとめ、他の委員の意見と総合する。同委員の作成した報告書は、欧州議会委員会によって修正・採択された後、本会議での審議・改正・採択の主要根拠として用いられる。この点で、最終法案に報告書担当委員の及ぼす影響は極めて大きいといえる。

説明条項

法案冒頭部分の説明的・宣言的な条項のこと。その多くが「Whereas（～であるのに対し）」で始まることから、「Whereas」条項の異名を持つ。

勸告（第 249 条／EC）

ローマ条約で規定される 2 種類の法的拘束力を持たない法令の一。法的効力はないものの、適当な手続き（共同決定等）に従い協議・投票が行われる。採択は、欧州議会と欧州理事会（共同決定の手続きによる場合）が共同で行うが、特定の状況下では欧州理事会もしくは欧州委員会が単独で行うこともある。法的拘束力がないとはいえ、政治的な重みがある。

規則（第 249 条／EC）

共同体の行使する 3 種類の拘束力を持つ法令の一。欧州議会と欧州理事会によって採択されるが（共同決定の手続きによる場合）、特定の状況下では欧州理事会もしくは欧州委員会が単独で行うこともある。直接適用することができ、加盟国の政権を含めたすべての人に拘束力を有する。

指令・決定を参照。

決議

欧州理事会が政治的な決定を示すのに用いる 2 大措置の一。拘束力を持つ法令は必要ない。また、決議の提案はふつう議長国が行っており、欧州委員会にこれを求めなくともよいという利点がある。一般にすべての加盟国の合意（及び委員会の合意）が必要であるとされる。欧州理事会の考案によるツールであり（条約中には記載されていない）、決定（Conclusions）のような他の措置と比べ効力はやや弱い。

第二の柱

欧州共同体の共通外交安全保障政策に関する。

従属性

国家レベルで措置を十分徹底できない場合は、共同体に任せるべきだという考え方。

第三の柱

マーストリヒト条約により設置。安全保障政策・協力分野における政府間の活動を規定する同条約の条項を根拠とする。アムステルダム条約の発効に伴い、現在は刑事事項における警察・司法協力に限定されている。

司法・内務協力を参照。

国内での立法措置

共同体法により国家法を制定する手続き。指令について必要。

実施を参照。

アムステルダム条約

1999 年 5 月 1 日発効。EU の管轄に属する諸問題について重要な改正内容を規定する。シェンゲン協定に基づくアキの統合，移民・難民政策の第一の柱への移管，雇用憲章，社会協定の統合など。また，共同決定の延長や特定多数決，透明性など，共同体業務のあり方に関する変更にも対応する。

マーストリヒト条約

既存の 3 つの基本条約（パリ条約，ローマ条約）を個別に改正するもので，加盟国が政府間の枠組みにおいて行使できる活動の概要を示している（司法・内務協力，外交安全保障の柱を追加）。

全会一致

理事会における票決の 3 形式の一。全会一致を可決するには，加盟国の反対票があってはならない（棄権はこの限りではない）。

付録1 RIA 初期・中間・最終評価の書式サンプル

1. 法案の名称

正式名称で記述する。EU の関連文書も正式名称で書く。

2. 措置の目的と意図する効果

(1) 目的

法案または規制案の目的を明確に述べる。どのような影響を、誰に与えるのか。

法令の施行範囲：修正内容がイギリス全国に適用されるのか、あるいはグレートブリテン島やイングランド地方に限定されるのかを明記する。

(2) 背景

問題、現行の法体制、修正が必要な理由を簡単にまとめる。

(3) リスク評価

どのようなリスクに対応するのか。そのリスクは数値化できるか？

例：何人がどのように影響を受けるか。

3. 選択肢

選択 1：何もしない

選択 2：(例) 産業界に自発的な行動規範や自主規制の設定を促す。

選択 3：...

選択肢に伴うリスクがあれば指摘し、それが発生する確率と、発生する場合はどんな影響があるかを説明する。

4. 効果

選択 1：

選択 2：

選択 3：...

法案の効果を幅広く検討し（国民、経済、企業、環境等への効果）、数値化にあたっては省内のエコノミストに相談する。効果は、出来るだけ年間ベースで計算する。確実な影響がわからないときは、概数や範囲であらわす。政策が分配に及ぼす影響を明らかにするため、移転の問題があれば指摘し、仮説の修正が各選択肢の効果にどう影響するかを述べる。

影響を受ける事業分野

誰が直接・間接的な影響を受けるかを幅広く検討する。影響のある事業分野、企業数、企業規模など。

公平性と公正性の問題

法案により現在の不平等は解消されるが、新たな格差が生じ、それが実質的に正当化されたり中立的に扱われたりしないか検討する。一部に偏った影響がないか、コストを負担する集団とは別の集団が効果を享受することにならないか。

5. コスト

(1) 遵守のコスト

選択 1：

選択 2：

選択 3：...

企業が政策に従うためにどうする必要があるかを幅広く考える。新しい機材の購入や職員研修が必要になるか。改訂版の手引書を配布したり、書類の作成や点検作業に多くの時間を割いたりする必要があるのか。コストは初年度に集中するのか、それとも毎年発生するのか、など。コストはできる限り年間ベースで算出する（臨時コストは分散させる。省内のエコノミストにやり方を尋ねる）。確実なコストがわからない場合は、概数や範囲であらわす。この分析では、政策コストと実施コストを区別し、想定外の結果も入れるようにする。

(2) その他のコスト

その政策は、企業、慈善団体、ボランティア団体以外にどのような影響を与えるか。社会や環境にどのようなコストが生じるか。政策の分配面の影響を明らかにするため、移転の問題があれば指摘する。

(3) 企業の負担するコスト

どんな企業に影響があるのかをできる限り特定し（適用範囲が広い場合は数例）、どのような種類の取り組みが求められるのかを説明し、それを数値化してコストを計算する。これを 5 (1)の前にやっておくと、コストの試算総額を出すときに便利である。エコノミストに相談する。

6. 中小企業とのコンサルテーション：「中小企業影響テスト」

中小企業やその代表団体と公式、非公式に話し合う。中小企業局に相談する（電話：020 7215 8378，ホームページ：www.sbs.gov.uk）。

7. 競争テスト

フィルター・テストの 9 つの設問（付録 3 参照）に回答し、競争上の影響について、簡易テストか詳細テストのどちらを実施するかを判断する（「Guidelines for Competition Assessment」—www.oft.gov.uk 参照）。詳しい助言が欲しいときや十分な情報がないときは、省内のエコノミストに相談する。公正取引局のヘルプラインに電話してもよい（020 7211 8500）。

8. 施行と罰則

法案をどのように施行するか。

誰が法令を施行するのか。その法案や規制案により他の組織にコストが生じる場合、それを納得して受け入れてもらえるか。財務省の「New Burdens」協定は、他の政府省庁や地方当局に負担が生じるときは、それを数値化しコストを算出すると規定している。法案の担当省は、この規定に従うため資金を自らの予算から捻出する必要がある。

9. 施行管理と見直し

法律の効果をいつ、どのように評価するか。

10. コンサルテーション

(1) 政府内

コンサルテーションを行った省庁を表にしてまとめる。

(2) パブリック・コンサルテーション

■評価の初期段階では、コンサルテーションをどの団体とどのように行う予定かを書く。

内閣府の協議実施要領によると、通常は 12 週間以上とされている。そうしない場合は、理由を明記する。費用や効果について、参加者から詳しい情報が得られることも多い。

■最終評価では、回答の件数と性質について簡単に分析して示す。

11. 要約と推奨

表形式にすると便利である。

選択肢	年間の総コスト	年間の総効果
1		
2		
3		
4		

どの選択肢を推奨するかとその理由を 1～2 段落程度で説明する。

■上記の作成にあたっては、閣僚の宣言を念頭に置くこと。法案の費用と効果のバランスがよくなるようにする。すなわち、効果が 90%でコストが 50%という選択肢の方が、効果は 100%だがコストが高いという選択肢よりも好ましい。

■上記の要約には、本文書中のどこにも説明されていない新しい考え方を提示しないよう注意する。

12. 宣言

本「規制インパクト評価」を通読し、効果が費用に見合うものであることを確信する。

署名.....（法案が国会に提出されるまで、空欄にしておく。署名後、完成評価書となる）

日付

担当閣僚の氏名，肩書き，省名

連絡先

評価や法案への質問に回答できる担当者の住所・氏名・電話番号を明記する。

付録 2

法令以外の措置

A2.1 法令以外の措置の方が、コストが低く柔軟性や効果に優れることがある。

何もしない

A2.2 まず、措置を取る必要があるのかを必ず考えるようにする。債務法や保険法との関連から、この選択肢の適用は市場により異なる。

A2.3 措置を講じても問題が改善されなかったり、反対に問題が自然に解決したりする場合がある（市場が急成長しているときなど）。問題を他に転嫁するだけの措置もあるし、問題に起因するコストよりも多額のコストが措置に必要な場合もある。

A2.4 問題の原因についても検討する。以前に政府が取った措置が原因ということもあるし、問題を解決するのに、現行規制の撤廃や簡素化、修正が必要になることもある。

A2.5 大部分の規制はリスクの軽減を目的としているが、自分の行為に責任を持たせるよう損害賠償の支払いを義務付けることで、適当な注意を喚起できる。保険補償の範囲になれば、企業はリスク評価を行いコスト効果の高いリスク軽減策を選ぶようになる。

自主規制

A2.6 産業界は、業界の規則や行動規範を策定するなど、自主規制の実施が認められている。場合によっては、助言情報の提供といった形で、政府が限定的に関与することがある。また、法的根拠に基づいて設置されるものもある。

A2.7 自主規制は、金融等の専門領域で普及している。たとえば、銀行協会（BBA）の Banking Code がこれにあたる。入会は任意だが、大手銀行と住宅金融組合はすべて加入している。銀行協会のホームページでは、これに従わない者を一覧表にして掲載している。

A2.8 産業界でどのくらい政策案が徹底され普及するかについても、検討する必要がある。

行動規範

A2.9 規範は、一般に当該業界が採択と運用を行う。規制を補足するものが多い。扱う内容は、会員資格や処理・業務・製品・サービスの基準、苦情処理の手続きなど、多岐に渡る。業界に限定的という特長があり、このため個々の企業の同意を得やすい。規範の起草

や策定は、修正が簡単にできるよう柔軟性をもって行う。遵守の徹底に最も適しているのは、産業界である。

A2.10 行動規範には、自主的なものと強制的なものがある。自主規範の方が柔軟性は高いが、成果の確実性で劣る面がある。以下のような場合に、適用するのがよい。

- 勢力の強い職業団体や業界団体がある場合
- 規範が守られなくても、重大なリスクや回復不可能なリスクが生じない場合
- 業界基準や規範が守られていないことが明白な場合（証明書等により、事業者が基準を守っているか確認できる）

行動規範の費用と効果は、その詳細規定により大きく異なる。行動規範を作成した団体と緊密に連携し、影響評価が実施されるよう努める必要がある。

共同規制

A2.11 **共同規制**は自主規制の一つである。共同規制では、産業界が協定の策定と運用を受け持つが、これを施行するには、政府の法的根拠が必要である。

A2.12 たとえば、2002 年の「企業法（the Enterprise Act 2002）」は、行動規範の正式認可や、認可した規範の運用の管理監督、運用が不十分な規範の認可取り消し等に必要な権限を、公正取引局（OFT）が保有するとしている。また、放送基準委員会（the Broadcasting Standards Commission）は、1986 年の「放送法（the Broadcasting Act 1986）」に基づき設置された外郭的な公的機関で、一規範を設置根拠としている。すべての放送事業者に加盟が義務付けられている。

A2.13 自主規制や共同規制に基づく協定により、特定の団体だけが保護や商業的優位を享受する、新規参入業者が締め出される、価格の固定、競争の制限といった事態が起こらないようにする。また、低価格・低品質の製品、サービスを選択できなくなるなど、消費者に影響が及ぶこともある（法令にも恐らく同様の影響があるだろう）。こうした問題を検討し、法案によって競争や消費者の選択肢が制限される場合には、これを分析して**競争テスト**に記入する。

A2.14 自主規制や共同規制に基づく協定は、通常は産業界の策定するものだが、最良の選択肢を選んだことを示すためにも RIA を実施するようにする。政府の関係省庁や公的機関、委員会等は、業界と協議した上で RIA を実施する。

規制に準じる措置

A2.15 政府が企業に規則や基準を守らせる目的で適用するものをいう。政府認定の業界行動規範、政府機関の指針書、NVQ（国家職業資格制度）等の国家資格制度、など。

A2.16 自主規制と同様、政府の公式規制よりも柔軟な対処が可能である。業界の専門家の協力を得て策定した規則は、遵守も徹底されやすい。

A2.17 自主規制、共同規制、規制に準じる措置の効果

- 策定と運営を主に企業が行うため、管理コストが低減される。
- 企業の遵守コストが低減される。
- 遵守の奨励策、違反罰則の考案。
- 具体的なニーズに即しており、対象が明確。
- 分かりやすい用語を用いており、情報の伝達が改善される。
- 信頼性が向上する。
- 柔軟性と対応性に優れ、迅速な実施と修正が可能
- 消費者の需要に敏感に対応できる。

A2.18 自主規制、共同規制、規制に準じる措置のコスト

- 競争が制限される。参入障壁、広告規制、価格の固定など。
- 最低基準に従わない「周辺」企業の出現。
- 違反に対する制裁の効果が薄い。
- 消費者の選択肢の縮小。例：最低基準の導入により、低価格・低品質の製品やサービスを選択できなくなった場合。
- 一部の企業が従わず、遵守が徹底されない。
- 規制内容についての混乱。
- 規制に準じる制度を策定したり運用したりするだけの資源や能力が、企業にない場合がある。
- 産業界が一つの行動規範に同意できずに複数の行動規範を策定し、消費者に高いコストが転嫁され、混乱をもたらす可能性がある。

情報の公開と啓蒙活動

A2.19 情報の公開と啓蒙活動は、国民が情報に基づく判断を行えるようにし、市場機能の向上を図るものである。規制は1つの解決策を全員に課すが、こうした活動を行うことで、

各人が利用できる情報を検討し、それぞれ最善のものを選ぶことができる。

A2.20 情報提供に関する政府措置には、次の2通りがある。

- 製品の特長や特性に関する情報公開を企業に義務付ける。製品表示など。情報の開示は任意としてもよい。消費者は、情報提供を行う企業に集まるだろう。
- 政府が情報を収集して国民に公開する。地方自治体のリサイクル事業や禁煙運動など。

A2.21 製品表示の効果として、製品の危険性を示す情報など、通常は公開されない情報の公開を製造業者に義務付けられることがある。表示は任意としてもよい。たとえば、栄養表示などは任意でも構わない。唯一求められるのが、正確な情報を示すことである。購入する食品のカロリー等を知りたいという消費者が増えるなか、これを実施する企業も増えている。製品表示により、消費者は情報に基づく選択ができるようになる。製品の禁止措置を取って、状況の違いを考慮せずに（製品の危害の程度には個人差がある）1つの解決策を全体に適用するよりも望ましいとされる。

A2.22 表示を義務化すると企業側にコストが発生するが、こうしたコストは価格の引き上げという形で消費者に転嫁されることが多い。また、義務を施行する政府にもコストが生じる。

市場を対象とした措置（課税、補助金、利用料金）

A2.23 製品・サービスの相対価格を変更したり、まったく新しい市場を創設したりするなど、経済的な措置によって行動を変えることができる。各人が自分で費用と効果を比べて選択できるため、規制よりも効率が良い面がある。だが、法令に比べると成果はあまり確実ではない。税金や税額控除は通常、規制を法的根拠とする。詳しくは、財務省のグリーンブックを参照されたい（www.hm-treasury.gov.uk）。

A2.24 税金は特定の事業活動のコストを上げるが、補助金はそれを下げる効果がある。利用料金の適用によっても、特定の事業活動のコストを上げることができる。税金は、税額控除や税の優遇措置など、奨励策としても活用できる。

A2.25 たとえば、排出ガス税（気候変動に関する税金）、酒・たばこ税、教育活動の補助金、水道など公共資源の利用料金などがある。

取引可能な財産権（売買できる権利）

A2.26 市場で売買できる財産権（資源などの権利）を認可する政府の許可をいう。生産・消費の制限許可の代わりに用いることができる。

A2.27 水や大気汚染の取引許可がこの例にあたる。汚染を完全になくすのは、生産と雇用の損失の点で多額のコストがかかり不可能である。このため、一定水準の汚染物質の排出量を上限値として定めることとする。上限値が確定したら、全体の何割かの排出を認める許可証を発行する。

A2.28 許可取引を認めることで、汚染物質の削減が比較的容易に、多額のコストをかけずにできる企業は、多額のコストをかけなければ排出ガスを削減できない企業と取引を行い、制限量の余剰分を売却することができる。

A2.29 取引割当制度は、米国で二酸化硫黄の排出規制に活用されているほか、ニュージーランドでも商業漁業の維持に利用されている。

基準（自主基準、規制基準を含む）

A2.30 自主基準は英国規格協会（英国規格協会審査証）が策定する。規制の一部とするほか、規制基準として活用される。基準は以下の 3 種に大別される。

■**原則的なもの**— どのような目的があるのかを一般的な言葉で説明する。状況に応じた解釈が必要。

■**業績志向のもの**— どのような成果を求めるかを正確に規定するが、その達成方法は個々の組織に任せる。

■**規範的なもの**— 所定の成果を達成するための専門的な方法を規定する。

A2.31 その他の代替措置

電気工事請負業者

一般の家庭で、電気工事請負業者などの事業者を雇うときは、最後まで作業をしてくれるか確認したいものである。電気施設契約検査協会（NICEIC）の加盟基準は、この制度が電気工事請負業者に求める基本的な加入資格を規定したものである。

インターネット

インターネットを利用した取引では、詐欺情報と正確な情報、信頼できる会社とそうでない会社を見分けるのは困難である。米国の Better Business Bureau は、企業や消費者が安

全にインターネットを利用できるよう BBBOnline を作成した。BBBOnline シールを表示すると、企業の BBB 信頼度報告書へのリンクが示される。このシールは、厳格な BBB 基準を満たす企業しか表示できない。

参考資料

規制改善特別対策室(BRTF)：「Alternatives to State Legislation」(www.brtf.gov.uk)。

政府規制の代替措置については、監査局発行の審議文書を参照

(www.nao.gov.uk/intosai/wgap/9thmeeting/9thcontents.htm)。

自主規制については、The National Consumer Council 発行の 2 冊の手引きを参照。

「Better Business Practice: How to make self-regulation work for consumers and business」(www.ncc.org.uk/pubs/self-reg.htm)，「Models of Self-Regulation」

(www.ncc.org.uk/pubs/self.htm)

通商産業省の小冊子「Thinking alternatively!」には、規制以外の措置について説明がある。

通産省の Better Regulation Team まで連絡する (020 7215 5557)。

付録 3

競争テスト

A3.1 詳細テストを実施するのは難しい面があり、競争に関する問題を理解しておく必要がある。政策決定者は、省内のエコノミストや DRIU に相談するほか、公正取引局（OFT）の助言を仰ぐようにする。

A3.2 フィルター・テストと詳細テストについては、OFT 発行の「Guidelines for Competition Assessment」（OFT355）に詳しい説明がある。OFT の「Market Definition」（OFT403）には、当該市場の特定方法が説明されている。どちらも OFT のホームページでダウンロードできる（www.oft.gov.uk）。競争評価ヘルプラインに電話で問い合わせてもよい（020 7211 8500）。

A3.3 どの RIA にも必ず競争テストを盛り込むようにする。この評価は、国内の顧客への影響を検討し、当該市場の国内企業や輸入業者に対する規制法案の影響を分析するものである。競争評価は、英国企業の国外での競争力に法案が影響を及ぼすか（すなわち、英国の「競争力」への影響ということ。2.44 参照）を検討するものではない。これについては、RIA の他の箇所でも扱う。競争は経済の健全化に不可欠であり、消費者への安価な商品や選択肢の提供につながる。競争によって、効率性や技術革新が促進されることもある。逆に、規制が競争に不利な影響を与え、市場の働きを妨げることがある。たとえば、新規参入を抑止するもの、事業者間の関係を歪めるもの、技術革新を妨げるもの、他の事業分野の企業慣行の変更を必要とするものなどは、価格を高騰させ、消費者の選択肢を狭めることになりかねない。

A3.4 規制は、以下のように様々な点で競争に影響を及ぼす。

- 企業のコストや資源の利用性、顧客の要望などに直接的な影響を与える。例：コスト構造の転換
- どの製品やサービスを生産するかを直接特定する。例：製品の最低基準の設定
- 企業の市場競争に直接的な影響を与える。例：新規参入を認めない

A3.5 政策は、競争を歪めたり制限したりするなど、想定外の影響をもたらすことがある。競争テストでは、こうした影響を特定するほか、代替案や現行法令の改正によってそうした悪影響の緩和や排除が可能かどうかを検討する。

A3.6 競争テストでは最初に、競争への負の影響というリスクを評価するため、規制法案の適用対象となる各市場について、フィルター・テストを実施する。このテストでリスクが低い（かつ、競争への大きな効果が期待できない）という結果が出た場合は、簡易テストを実施するだけでよい。その際、市場と競争への影響、その結論に達した理由を記すようにする。テストでリスクが高い（もしくは競争への大きな効果が期待される）という結果になった場合は、競争上の影響を詳細に分析する必要があり、RIA 評価書には競争テストとして**詳細テスト**を入れるようにする。

競争フィルター・テスト

A3.7 フィルター・テストを正確に適用するため、影響を受ける市場をまず特定しておく必要がある（すなわち、他企業と同一もしくは類似の製品やサービスを販売する企業）。但し、このテストは必ずしも見た目ほど簡単ではないため、特定した市場がそれで正しいのか、省内のエコノミストや OFT の確認をとるようにする。また、規制や法令は、複数の市場に直接影響を与える可能性があり、当該市場にモノやサービスを供給したり、当該市場から製品を購入したりする関係市場にも影響があることを覚えておく。（たとえば、レジャー用ボートに関する指令は、娯楽用ボートのエンジンが対象となる。だが、この中には、標準型エンジンのエンジン製造業者と、それをレジャーボート用に改造する造船業者という 2 つの市場がある。）フィルター・テストは、法案の影響を受けられるすべての市場について、適用を検討すること。

A3.8 規制には、複数の市場に影響を及ぼすものがある。例：全国最低賃金制(National Minimum Wage)。そのような場合は、競争面で最も大きな影響を受けそうな市場や事業分野を 2〜3 カ所特定し（通常は、競合企業が数社しかなく比較的密度の高い市場や事業分野となる）、特定した市場や事業分野についてフィルター・テストを実施する。このような場合の市場・事業分野の選び方については、DRIU や省内のエコノミストに助言を仰ぐこと。また、OFT に助言や協力を求めてもよい。

A3.9 競争フィルター・テストは、影響を受ける市場について 9 つの簡単な設問に回答する。次頁に、解答に際する注意事項と実例を挙げた。詳しくは OFT の「Guidelines for Competition Assessment」(OFT355)を参照されたい（見本と参考文献つき）。

競争フィルター・テスト	
設問	回答（はい、いいえ）
問 1. 新規制の影響を受ける市場で、市場シェアが 10%以上の企業はあるか	
問 2. 新規制の影響を受ける市場で、市場シェアが 20%以上の企業はあるか。	
問 3. 新規制の影響を受ける市場で、トップ 3 企業の市場シェアが合計で少なくとも 50%あるか。	
問 4. 新規制のコストは、一部の企業に大幅に偏った影響を与えないか。	
問 5. 新規制が市場構造に影響し、企業の数や規模を変えることにならないか。	
問 6. 新規制により、新設企業の設立費が既存の企業と比べて高くないか。	
問 7. 新規制により、新設企業の経常費が既存の企業と比べて高くないか。	
問 8. その事業分野には、急速な技術革新がみられないか。	
問 9. 新規制により、企業の価格、品質、製品範囲、配置の選択権が制限されないか。	

「はい」と回答のあった項目には、競争上の問題が起こる可能性がある。

■設問の半分以上に「はい」と回答された場合、その規制には競争に大きな影響を及ぼすリスクがあり、**詳細テスト**が必要である。

■設問の半分以上に「いいえ」と回答された場合、その規制が競争に重大な悪影響を及ぼす可能性は低く、**簡易テスト**を行えば十分である。

新しい情報が出てきたら、フィルター・テストを再度実施して結果を見直さねばならない。見直しの結果、「はい」の方が「いいえ」より多くなったら、その段階で**詳細テスト**を行うようにする。評価のどの段階であっても、現在の市場構造が規制案や法案の導入により大きな影響を受けると判断されるときは、フィルター・テストの「はい」の数が 5 つより少ない場合でも、**詳細テスト**が必要になる場合がある。

問 1～3：市場について

問 1～3 は、影響を受ける市場の構造、すなわち市場シェアの分配に関するものである。競争上の問題が起きやすいのは、1 つの市場に数社しかない場合や、一部の巨大企業の存在により中小企業の競争が難しくなっている場合であり、その意味でこれは重要な設問である。市場シェアの計算を努めて正確に行えるよう、検討対象とする市場範囲は慎重に設定しなければならない。

RIA は国内に重点を置くが、競争テストでは地理的により広い、もしくは狭い範囲の市場の検討が必要になることがある。たとえば、英国企業と競争している輸入業者は、その市場の一部であるとみなされる。また、製品によっては、1 つの大都市や 1 つの地域などの局部市場に競争が限定されるものもある。顧客がある地方企業の製品しか買わず、その地域に数社しか存在しない場合、競争は限定的なものとなる。

市場を特定するときに、当該製品の価格が上がったら、顧客がどんな選択肢を選ぶか考えてみるとよい。

問 4：企業への影響の偏りについて

企業にかかるコストに偏りはないか。そのコストによって、中小企業が大企業よりも大きな影響を受けることにならないか。大型の設備投資を行う場合や、膨大な管理費がかかる場合など、コストがアウトプットに直接関係しない場合は、特に注意する。

問 5：市場構造の変革について

企業に罰則を課す規制は、企業の存続を左右することがある。また、市場の企業数や規模を変え、市場シェアを変動させる可能性もある。より大きな影響を受ける企業がその市場で生き残れるかについて、企業への追加負担を鑑みて検討する必要がある。規制の結果、企業が価格を引き上げれば、顧客は他企業に乗り換えるのではないか。

問 6～7：新設企業への不利な影響について

新規参入する企業が、既存の企業とは異なる影響を被らないか検討する。問 6 は、新設企業やこれから起業する場合の設立費に関するものである。コストが高くなれば新設企業に不利な状況が生まれ、競争することが難しくなる。たとえば、新企業には新基準に直ちに従うよう要求する一方で、既存の企業には長い準備期間を与えるといった場合がそうである。問 7 は、新設企業やこれから設立する企業の経常費に関するものである。（注：新設企業の支出する資本金は問 6 で扱うこととし、経常的な資本の借入れコストは問 7 では取り上げないものとする）。

問 8：技術革新について

当該市場の企業が、継続的な技術革新を行い新製法や新製品を開発しているかを検討する（IT 市場、通信市場など）。また、最近、対象となる市場で、以前より格段に優れた技術革新や製品開発、製法開発がみられたかという点も検討する。このどちらにも、「はい」と回答できればよい。急速な技術革新がみられる市場を特定する理由は、規制がこうした市場の技術革新を制限するリスクがあるためである。

問 9：企業に対する制限について

企業が本来提供できる製品やサービスの提供を、新規制が妨げることにならないか。たとえば、最低基準を課す規制の場合、企業は低価格・低品質の商品を販売できなくなる。このほかに、価格制限を課す規制や、製品の製造に使う材料を制限する規制などがある。立地規制の場合は、顧客に影響を及ぼすことになる。問 1 で触れたような局所市場がある場合は、特にそうである。

簡易テスト

A3.10 フィルター・テストの結果、「いいえ」の数が「はい」より多いときは、競争上の影響について簡易テストを行うだけで十分である。簡易テストには、フィルター・テストの結果を明記し（回答の根拠とした考え方も示す）、どんな影響があるかを特定する。詳細分析を実施する必要はない。テストの記述欄には、フィルター・テストの表をそのまま転記してはならない。

A3.11 テストの記述欄には、影響を受けると判断した市場について説明し、その特徴を簡潔にまとめる（競争フィルター・テストの回答を反映させる）。また、競争に影響が予想されるときは、良いものも悪いものもすべて明記し、その結論に至った理由を添えるようにする。詳細情報を多く提示できれば、その分、内部・外部との協議の質が向上し、閣僚が RIA に署名する際に充実した情報を提供できるようになる。

詳細テスト

A.3.12 詳細テストの目的は、競争フィルター・テストで特定した競争上の影響を、より深く理解することにある。詳細テストを実施する際は、以下のことに注意する。

- 規制のすべての影響を検討する。関連分野への波及効果も含める。
- そうした影響が競争上の問題を起こさないか確認する。
- 競争に与える影響という観点から選択肢を比較し、可能な場合は、規制以外の適切な政策案を特定する。

詳細テストは、以下の 3 つの実施手順に則って行う。

■**影響を受ける市場を特定する。**最初に、どの市場が規制の影響を受けるかを一層正確に定義する。注：間接的な影響を受ける市場も忘れないこと。

■**現在の競争の特質を把握する。**規制が競争にどう影響するかを調べる前に、政策担当者はその市場の現在の競争状態を把握しておかねばならない。このため、需要と供給の要因や市場アウトカム、競争過程等を入念に調査する必要がある。

■**規制の影響を明らかにする。**RIA 評価書中の各選択肢が、競争に与える直接的・間接的な影響を特定する。

A3.13 詳細テストは、協議でさらに情報を得ないと完了できない場合もあるが、RIA 中間評価にはできるだけ多くの詳細を記入すること。協議の関係者に聞きたい質問や不足情報が明確になり、そうして集めた情報を競争テストと合わせて RIA 最終評価書に加えることができる。

付録4

費用と効果の分析

A4.1 注意事項

- 省内のエコノミストの助言や財務省のグリーンブックを参照する。
- RIA 評価書の費用・効果に関する情報や分析は、法案の影響の程度に比例したものとなるようにする。ただし、政策決定の情報資料として最大限活用できるよう、分析は常に厳密を要する。
- 仮説を明記し、すべて検証する。使用したデータの出典や分析手法を明示する。
- できるものは数値化し、そうでない場合は数例を取り上げ、定性的に詳しく分析する。不確実な場合は、大体の程度や範囲であらわす。
- 誰に効果があり、誰がコストを負担するのかを考える。
- どのようなコストが発生するか（政策コスト、実施コスト）。
- 政策は分配にどう影響するか。
- 実施に伴うリスクにはどのようなものがあり、それは費用や効果にどう影響するのか。
- 中小企業への影響を考える。
- 現行法を 100%徹底できるとは考えないようにする。現行法の遵守徹底を目的とした新しい法規制により、余剰なコストや効果が生じる可能性がある。

費用・効果に関する情報はどこにあるか

A4.2 情報ソースには各種のものがある。下記にいくつか例を挙げたが、このほか、政策を中心に挙げたものなどもある。

- 自身の知識と経験
- 省内あるいは他省の職員の有する知識や経験（各省のホームページも参考になる。
DEFRA のホームページでは環境評価に関する情報、HSE では労働災害のコストに関する情報、DTI では労働に関する情報を得ることができる）
- 省内・RIU・他省のエコノミスト
- 法案の影響を受ける人たちとの協議
- 学識者、コンサルタント
- 図書館。調査文書や市場報告、インターネット検索等
- 国家統計局の刊行物。経済関連、企業数や事業規模、所得（New Earnings Survey）、労働時間、生産、輸出入、地域の傾向、社会動向、家計支出など。
- 財務省のグリーンブック

リスクの特定と数値化

A4.3 リスクとは、現在検討中の政策案に必然的に伴う目下の問題のことをいう。したがって、リスクを特定する際は、達成しようとする政策目標のほか、どんな問題に対応しようとしているのかとその理由を考えるようにする。

A4.4 こうしたリスクの特定は、簡単な場合とそうでない場合がある。消費者の保護（詐欺や事故、情報不足、市場の独占、低品質・危険性の高い製品などからの保護）、環境破壊の防止や浄化、労働者の権利の設定、健康基準の改善、経済成長の促進（平等な競争条件の設定、企業の新規事業・事業拡大の支援）などの場合は容易である。一方、家畜衛生状況の改善など、リスクがさほど明確に現れない場合もある（この場合のリスクは、国際的な義務を遵守できない、周囲の住民の要望を考慮できない等の事態に相当する）。

A4.5 リスクはできるだけ一定期間について数値化するようにする。1年が目安だが、リスクの性質によってはそれ以上になる場合もある。数値化しておけば、リスクがどの程度になるのかを示すことができる。このとき、危険や損害、及びその損害の発生確率を考える。スピードを出している車は危険に相当し、自動車事故で人が負傷するという事態は損害、スピードの出しすぎが原因となった事故の年間負傷者数はリスクにあたる。このほかに、危険としては洪水が考えられる。死亡や資産・会社への被害は損害、年間の死者数や被害額はリスクに相当する。

A4.6 リスクは必ずしも数値化できるとは限らない。科学的にみて不確実な場合もあれば、単にそのリスクが数値で表せないということもある。このようなときは、できるものを数値化し、できない場合は、どのような種類の問題に対処する必要があるか例を示すなどして、定性的に詳しく分析すればよい。RIAは、明確かつ実証的な政策決定を行うためにあることを忘れないようにする。

A4.7 リスク評価に関する情報は、www.cabinet-office.gov.uk/risk を参照されたい。各省の DRIU を通じて、省内のリスク担当者と連絡を取れる。また、HSE や DEFRA, DoH など、リスクの評価や対応を熟知している。他の省に相談してみてもよいだろう。

影響を受ける事業分野と影響の偏りについて

A4.8 影響を受ける事業分野や、関連する企業の数・規模（雇用者数と生産高）を特定するには、どのような問題に取り組もうとしているのか、またそれによりどのような製品やサービスが影響を受けるのかを考えるとよい。特定の物質に関する禁止措置を取る場合は、その物質の製造業者、製造業者に出入りする納入業者、その物質を含有する製品を扱う企

業について検討する必要がある。農業や建設など、特定分野に限定した法案もある。労働者の権利向上を目的とする法案の場合は、事業分野や種類により他よりも大きな影響を受ける企業があるかもしれないが（職員の離職率が高い企業や労働集約的な企業など）、経済全般の企業に影響を及ぼすことになる。

■省内のエコノミストや同僚に相談する

■外部の担当者に相談する

■他の省に相談する

■国家統計局の刊行物。「Indexes to the United Kingdom Standard Industrial

Classification of Economic Activities：1992」を利用すれば、製品がどの事業分野のものかを確認できる。同局の「Business Monitor PA1003」は、企業の数と規模に関する情報を事業分野別に掲載している。

A4.9 企業によっては、他よりも大きな影響を受けるところがある。中小企業などはその例である（SBS に相談する）。最も大きな負担が課されるのはどこかを特定する必要があるが、そのために政策の目的を検討して誰かに相談してみるとよい。企業にいつ、何を要請することになるのかを考える。新しい機材を近日中に購入するのは、中小企業には厳しい条件だろう。また、費用と効果の受け取り手が別にならないか、費用と効果のバランスを何らかの方法で取るのがよいのか、そもそもそれは可能なのかということも考えるようにする。

その他の集団

A4.10 このほか、「その他の集団」（企業、慈善団体、ボランティア組織以外の集団。消費者や公共団体など）に法案の影響がどの程度あるのかも検討するようにする。効果は、勤労者、消費者、低所得層等の特定集団に生じるものと、社会全体に生じるものがある。公益には、環境の浄化、健康の改善、職場の安全向上、食品衛生の改善などがある。（注⁴）一方、自動車保険の強制加入に伴う保険金や、車検の規則強化による料金など、特定の集団に対してコストが発生する場合がある。また、地方当局などの公的組織にコストが課されることもある。分析には、政策案の策定、公表、実施、施行管理、施行に要する当局のコストも含めるようにする。

注⁴ 現行法の規定を緩和もしくは簡素化する法令により、材料費の節約という形で、業界に効果がもたらされる場合もある。

持続可能な発展

A4.11 費用と効果の分析の目的は、1つの目標を実現する際に、他に不当なコストを課さないようにすることである。企業への負担のほかに、当面のニーズに合わせて策定した規制措置が、結果的に環境や社会福祉に負荷を課すことがある。持続可能な発展の原則では、将来世代の福利（社会的・経済的・環境的なもの）が損なわれないよう、こうしたコストを政策の事前評価で検討するとしている。費用と効果の分析では、様々なコストと効果を取り上げる必要があるが、これをおよそ次の3つに分類することができる。1) 社会的な価値と進展。2) 環境保護。3) 長期的な経済成長と開発。

A4.12 費用と効果の分析では、社会の価値とニーズを取り上げる。ここでいう価値とは、すべての社会集団に対するサービス利用性の向上や、社会的疎外への取り組み見出せるものをいう。たとえば、低所得層の納税負担を減らす税措置には、貧困や劣悪な住環境、失業による健康への悪影響を緩和する効果がある。

A4.13 同分析は、環境やわが国の天然資源への影響も取り上げるものとする。野生生物や景観、歴史的建造物の保全のほか、石油やガスなどの再生不可能な天然資源の慎重な利用にも価値があると考えられよう。環境破壊は、いかなるものも法案のコストに含めるものとする。また、費用と効果の分析は、法案の影響を長期的な視点で捉えなければならない。英国経済の繁栄を維持するには、高品質のモノとサービスを競争的な価格で効率的に製造する必要がある。このためにも、生産性や技術革新の向上に役立つ社会基盤や技術には、価値があると考えられるものとする。

効果

A4.14 法案の目的と取り組むリスクについて考え、どのような効果があるかを明確にする。国民の健康向上を図る法案の場合、効果は病気や死亡の減少となる。大気汚染を低減する法案ならば、大気中に放出される汚染物質の量が $x\%$ 減ることが効果に相当する。大気汚染に関するリスクには、病気のほか、資産や農作物への被害などがあるだろう。したがって、それらが減ることも効果のうちに数えられる。RIAには、法案によってその効果がどう実現されるかを明記するようにする。行動や活動、遵守の方法の変化が目的の達成にどうつながるのか、その過程を説明する。その際、行動の変化が副次効果をもたらす場合があるので、間接的な効果も忘れないようにする。例：人件費を削減した結果、新興企業の数が増えた。税制の改正により、労働市場に参入する人口が増えた。

A4.15 効果を特定したら、できる限りそれを数値化するようにする。数値がないと、その効果が費用に見合ったものか判断しにくい。何人の命が助かるのか、何件の病気が防げる

のか、何頭の動物の飼育環境が改善されるのか、何人の労働者が権利の向上を享受できるのか、詐欺の減少により保護できる金額はいくらか、何時間節約できるのか、など。

A4.16 不確実な場合は、明確化を図るとともに、その推定に至る前提とした仮説を書き出してみる。

効果を金銭的価値で表す

A4.17 効果は、全国最低賃金制(National Minimum Wage)の賃金引上げなど試算しやすいものがある一方、試算が困難なものもある。財務省のグリーンブックや米国行政予算管理局 (the US Office of Management Budget) の手引きが利用できる。疾病等に要する費用については安全衛生局(Health and Safety Executive :HSE)のホームページ、National Air Quality Strategy は保健省(DoH)、環境影響評価については環境食糧農村地域省(DEFRA)のホームページを参照されたい。省内のエコノミストや職員に相談したり、これまでの調査研究の活用 (図書館に調査を依頼)、外部との協議を行うようにする。

A4.18 効果の試算方法の一例を下記に示す。何を価値とするかを考える上で参考になる。

- 時間—節約した時間分の賃金。
- 環境—国民が払ってもよいとする費用 (河川や大気の浄化、国立公園にいくら払ってもよいと思うか) や受け取ってもよいとする費用 (公害補償をいくらなら受け取る用意があるか) に関する調査を活用できる。法案が回避したいとする環境破壊を修復する費用や、国民が環境に見出す価値を示唆するような購買行動 (空港や自動車道から離れた家なら高額でも買うという行動から、その人が閑静な環境をどれほど重視しているかが分かる)。
- 生命と健康—統計的な生命価値の推定値や、国民健康保険サービス(National Health Service :NHS)の負担する病気の治療費
- 公共の利益—ここでも調査を活用できる。所得の均等分配を推進するのにいくら支払ってもよいかを示す調査など。購買行動からその人の価値観を推し量ることができる。
- 研修—研修による企業の収益、生産性の向上に関する調査、研修を受けた職員の賃金上昇に関する分析等を活用できる。

A4.19 評価額について確信できないことがある。そのような場合は、用いた仮説を記し、必要に応じて範囲や概算の数字で示すようにする。影響が大きいと予想されるときは、費用と効果の試算作業に、専門家の協力を要請することも検討するとよい。

コスト

A4.20 法案の目的と、企業や消費者、公的部門に何を義務付けることになるかを考え、コストを特定する。また、法案が環境等にどう影響するかについても考える。企業では、新法の規定の周知、研修や従業員の数を増やす、新機材への投資、外部からの相談役の引き入れ、業務慣行の変更、製品変更、敷地の移動を行うといった必要が生じるのではないか。公的部門は、法案の遵守や施行、施行管理にどんなコストを負担することになるか。中央政府には、政策の策定と実施にどんなコストが課されるのか。消費者は直接的なコストを負うのか。動向の変化といった間接的なコストも忘れないようにする。新設企業数の減少や消費者の選択幅の縮小、企業間の競争や技術革新の低下など。

A4.21 コストを特定したら、できる限りそれを数値化するようにする。数値がないと、法案の効果がコストに見合うものか判断しにくくなる。企業研修に何時間余分に費やしたか、新規購入した機材にいくら要したか、など。

A4.22 不確実な場合は明確化を図るとともに、その試算の前提として用いた仮説を書き出してみる。

費用を金銭的価値に換算する

A4.23 コストも、労働賃金の上昇など試算しやすいものがある一方、試算が困難なものがある。詳しくは、前述の刊行物を参照されたい。省内のエコノミストや職員に相談したり、これまでの調査研究を活用したりするほか、外部と協議を行うとよい。環境破壊や健康の悪化、生命の損失、社会的な不利益などのコストを試算するには、上記と同様の方法がある。

- 人件費（新しい法令の周知徹底、研修、ネットワークづくり、検査員との面会時間等）。賃金（新所得調査などで）を出し、それに 1.3 をかけて賃金以外の人件費を求める。そして、1 社あたりの所用時間をかけ、それに影響を受ける企業の数进行かける。
- 新しい機器や製法に要するコスト。法案が適用される可能性のある人たちとの公式・非公式協議で、これに関する情報を得ることができる。
- 情報の収集と遵守を証明するもの。人件費、新たに必要になった機材（パソコンやソフトウェアなど）。
- 認可取得の費用—手数料のほか、管理費や人件費の試算が必要。執行機関は、試算に協力できるようにしておく。
- 法律・会計顧問等の相談に要する費用。協議や省職員に尋ねるとよい。

A4.24 コストの性質と誰が負担するかは、政策案によって異なる。

長期にわたり発生する費用と効果

A4.25 規制法案は、コストを長年にわたって課し、その効果が長年持続するというものが多い。効果と費用を特定し金銭的価値に換算したら、別の期間に費用と効果をもたらす選択肢と比較ができるよう、**お金の時間的価値**を考慮できるよう見積もりを調整する。人は、良いものは今すぐにでも欲しいが、支払いはできるだけ後に延ばしたいと考えるものである。規制法案についても同様で、効果はすぐに現われて欲しいが、費用はできるだけ後になる方がよいのである。

A4.26 上記について、臨時コスト（新機材の調達費用など）を算出し、財務省の公定比率を用いて「年平均に直し」、1 年度に相当する数字を出す方法がある。たとえば、100 ポンドの機械を 3 年間使用する場合は、3.5%のディスカウント率で、毎年 36 ポンド使う計算になる。こうして求めた年度毎の費用は、経常費と合計し、その年のコスト総額として計上する。年によって額が異なる場合は、表計算ソフトを使い、各選択肢について 1 年間に発生するコストを明記する。

A4.27 **適用期間は何年間か。** 法案によるが、通常は 10 年とされる。主なコストが機器 1 台の購入費である場合は、その機器の想定耐用年数に相当する。政策にサンセット方式の条項が含まれているときは、その政策の実施年数と同一とする。費用もしくは効果がさらに長期間持続すると予想される場合は、より長い期間を適用対象として検討してもよい。エコノミストに相談する。

A4.28 実施方法について。上記の方法や比率、表は、財務省発行のグリーンブックに記してある。分からないときは、省内もしくは RIU のエコノミストに相談する。

A4.29 法案により廃業を余儀なくされる企業のコストを見積もる。エコノミストに相談する。廃業する企業が、他企業に売却できずに処分する資産の価値や、売却不可能な暖簾代を使う方法もある。

移転と二重計算

A4.30 効果（もしくは費用）を特定する際に重要なのが、社会のある事業分野から別の分野への単なる移転がないか確認することである。公害税や社会保障費による歳入などは、こうした移転に相当する。移転は、所得や富の分配を変えることがあるが、管理や遵守の関連費用を除き、それ自体で経済に直接的なコスト（効果）を生じることはない。この間

題については、「コストと効果」の項（「分配の影響」）で説明されているが、最終的な影響の計算に含まれないよう注意する必要がある。移転が分配に大きな影響を与える場合は、「公平性と公正性」の項でも指摘するようにする。また、費用と効果を二重計算しないよう注意する（例：ある企業にコストが発生したが、価格を値上げしてそれを顧客に回した場合、RIA の「主なコスト」の項には前者のみを記録する。後者のコストは「分配への影響」に記録し、これにまつわる公平性や競争の問題は RIA の他の個所で検討するようにする）。

仮説の信憑性をどう検証するか

A4.31 戦略室（the Strategy Unit）の報告書「Risk: Improving Government's capability to handle risk and uncertainty」（www.strategy.gov.uk）は、政府のリスク対策をどう改善するかという問題を取り上げている。リスク管理が不十分だと、深刻な問題が発生し、国民に直接的なコストや影響が及ぶほか、政策を計画通り実施するための事業という負担を課すことになる。したがって、評価書では、法案のリスクを幅広くその程度に応じて検討すること、費用と効果の分析に選択肢の事前評価の一つとしてリスク分析を盛り込むことを提言する。また、そうしたリスクの緩和措置を取ることも提言するようにする。

A4.32 RIA で見積もりを出す際には、仮説の設定が必要になる。戦略室の報告書は、この仮説について検討や公式な調査を行い、関連するリスクを評価するとしている。リスクが非常に大きいと考えられる場合は、発生を低減する措置や、すでにリスクが発生している場合はその影響を緩和する措置を講じなければならない。

A4.33 統計的な手法を用いて、成果の発生確率を推定できる場合がある（例：事故や火事などのリスクなど）。だが、大抵は、必要なデータがなかったり入手できなかったりして、そうした方法で確率を算出することができない。感度分析は、ある仮説を変更した場合、それが検討中の各選択肢の影響にどう作用するかを計算するものである。感度分析は、入念に設計し適切に実施することが求められる。他の成果を選ぶときは、最も重要な仮説や不明確な点を確認し、慎重に選ぶようにする。

A4.34 ある 1 つの要因が、選択肢の実施価値の判断に重要な意味をもつことがある。その場合、感度分析を利用して、その要因の値がどのくらい下がれば（効果の場合）、もしくは上がれば（コストの場合）選択肢が実施に値しなくなるかを調べるとよい。この値は、スイッチング値もしくはスイッチング点と呼ばれる。同点が確定すれば、結果がそれより悪くなる可能性を比較的簡単に評価することができる。但し、この方法は、法案のすべての費用と効果を金銭的価値に正確に換算できる場合にしか適用できない。

A4.35 シナリオ設定は、感度分析が少し複雑になったもので、様々な状況についてその結果を考えるものである。シナリオは予測ではなく、仮説に基づきどのような状況が起こるかをまとめたものである。シナリオは、選択肢の成立にかかわるような不確実要素が明らかになるようにする。一般に、2～3 のシナリオを設定するのが最も良いとされており、どのシナリオも第一候補と考えないように注意する。

A4.36 財務省のグリーンブックや各省の手引きに、実例付きで様々な方法が解説されている。詳しくは、CMPS Policy Hub (<http://policyhub.gov.uk/default.htm>) のリンク先を参照されたい。

政策コストと実施コスト

A4.37 政策コストと実施コストの区別は、いくつかの点で重要である。第一に、政策コストが政策目標の達成に不可欠な費用を表すのに対し、実施コストは通常、政策の規制面（要件の周知徹底、施行管理、試行、遵守の徹底など）で生じるものをいう。実施コストを別枠とすることで、規制に代わる案がどのくらい望ましいのかが明確になる。第二に、この2つのカテゴリーにより、政策をどれだけ効率的に導入し、それがどれだけ適切に設計・実施されるかを読み取ることができる。第三に、政策の影響を評価する際に、この2つのカテゴリーに分けることで、ともすれば見過ごしがちな問題を特定できる。これは、協議の有効活用を促すことになり、初期段階では特に有用である。

定義

4.38 政策コストとは、政策目標に直接帰属するものをいい、実施コストはそれ以外のもの、すなわち「役所の負担」を表すとされる。このことから、コストの分類に取り組む前に、最終的な政策目標を設定しておくといよい。下記の例を参考にされたい。

例：触媒コンバータ

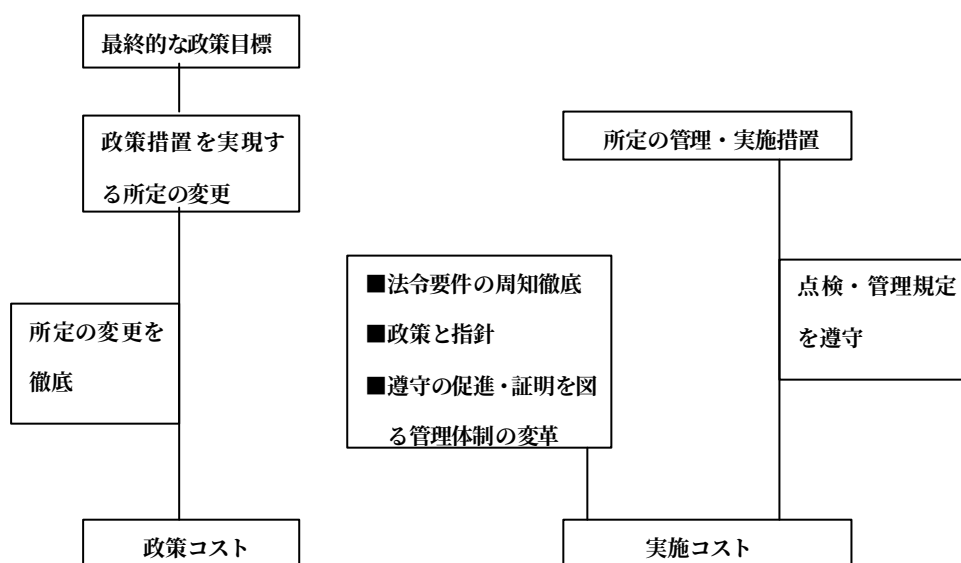
最終目標を自動車による公害の低減とする場合、政策コストは、触媒コンバータの装着など、公害の低減に必要な取り組みに要する費用になる。したがって、この場合の規制方針は次のように表すことができる。

「すべての車両に触媒コンバータの装着を義務付けることで、自動車による公害を緩和する」

コンバータの設備費用と、設計や装着（賃金・研修等）に要する人件費が、政策コストにあたりと考えられる。一方、製造業者が新しい規則を覚え、職員に周知徹底するための費

用や、法令を遵守していることを証明するための手続きの諸費用（例：触媒コンバータが法的要件を満たしていることを証明する承認手続きに要する費用）などは、最終的な目標に直接かかわる費用であるとはいえ、ゆえに政策コストではなく、実施コストであると考えられる。

A4.39 一般に、政策コストは、政策目標の達成に向けた所定の変更に伴うものをいう。実施コストには、次の 2 つがある。第一は、検査・施行管理規定に従うためのコスト。第二は、新しい法令や、遵守を促す各種規定の徹底を図るためのコストである。この意味で、実施コストは政策コストに由来すると見なすことができる。以下の図を参照。



A4.40 但し、不確実性の高い間接的な影響や回避措置を検討する場合など、明確に分類できない場合もあるので注意する。その場合のコストは、どちらか一方に分類するか、下記の例のように両方に属すると考えてもよい。

例：爆発物の貯蔵スペース

「政策：1 箇所に貯蔵できる爆発物の量を制限し、事故の被害を軽減する」

上記の政策には、輸送中の爆発物の量が増えるという想定外の影響がある。

道路上の爆発物が増加するという危害のコストは、政策の想定外のコストにあたる。

一方で、こうした物質の輸送について、交通警察や当局による追加規制（特別許可証規定など）が課される場合もある。したがって、想定外の実施コストが発生する可能性もある。

下記の表は、各コストの該当例を示したものである。

政策コストと実施コストの例

政策	政策コスト	実施コスト 「役所の負担」
障害者の便宜を図るため、建物の構造的な改修を義務付ける	■所定の構造的な改修に要する費用	■要件の周知徹底（幹部が手引書を読む時間、新規定の理解にかかわる顧問料や弁護士費用など） ■当局の負担する広報・指導費。 ■当局の負担する点検・管理費。 ■点検・施行管理規定を守るための費用。
最低賃金を引き上げる	■雇用者の賃金増額の負担 ■賃金上昇の結果、失業が増加	■要件の周知徹底 ■会計や契約等の調整に要する事務管理費 ■当局の負担する広報費 ■当局の負担する点検・管理費
以下の措置により、介護施設の基準を改善する ■職員の最低資格基準を設定 ■採用手続きの厳格化 ■効果的に管理できるよう、すべての介護施設に登録を義務付ける	■職員の資格要件を満たすための研修費 ■法令に則った採用手続きと職員研修の策定	■職員資格の記録作成と会計報告。追加対策の必要な分野を特定。 ■採用手続きの変更に關する事務 ■登録費（手数料など） ■点検・管理規定の遵守に要する費用 ■要件の周知徹底 ■当局の負担する広報・指導費 ■当局の負担する点検・管理費

付録 5

予防原則

A5.1 予防原則とは、重大な危害や回復不可能な危害が及ぶ恐れがある場合に、リスクの性質や程度が科学的に不確実であっても、政府の取る措置に一定の枠組みを与えるものである。他の先進諸国と同様、わが国はこの予防原則を活用している。

A5.2 省庁間リスク評価調整グループ（Interdepartmental Liaison Group on Risk Assessment: ILGRA）の手引き書では、以下の場合に予防原則の発動を推奨している。

- 有害な影響が、人間や動植物の健康、もしくは環境に及ぶという十分な理由があるとき。
- リスクの影響や可能性が科学的に不確実であり、最高レベルの科学的助言を活用しても、政策決定の情報資料とするに十分な確証をもってリスク評価を行えないとき。

A5.3 予防原則に基づく措置は、規制改善特別対策室(BRTF)の「良い規制の原則」と合致していなければならない。すなわち、均等性と一貫性を備え、目標があり、分かりやすく、説明できるものであること。

A5.4 予防原則の発動・適用による決定は、積極的に見直すようにし、不確かな点を補う情報が得られたら再度見直すようにする。

付録 6

連絡先一覧

内閣府 規制インパクト室 (RIU)

政府の省庁や規制当局と連携し、規制や政策案が公正かつ効果的なものとなるよう図る役割を持つ。主な職務は、各省が規制インパクト評価の手続きに則り、質の高い規制を実施できるようにすること、そして 2005 年までに 60 以上ある規制改革命令を実施するなど、規制改革行動計画を実施することである。

企業に影響を及ぼす法案や規制を検討するほか、ボランティア団体や慈善団体への影響を調べ、公共部門における官僚や役所の関与の削減についても研究している。

各省の規制インパクト室 (DRIU)

本書で取り上げた規制の改善や規制インパクト評価などの問題は、まず DRIU に相談するようにする。DRIU は、省の政策決定の改善や、良い規制の原則を普及・推進する責任を負う。DRIU の一覧は、右のサイト (www.cabinet-office.gov.uk/regulation) を参照。

中小企業局 (SBS)

中小企業への影響や中小企業影響評価の実施方法については、早い段階で SBS に相談するのがよい。SBS では、規制や法案に関する手引きの作成についても助言を行っている。詳しくは、ホームページ (www.sbs.gov.uk) を参照。

中小企業審議会 (SBC)

独立的な立場にある政府の諮問機関。委員は貿易産業相が指名する。大多数は中小企業の経営者。製造業や小売業のほか、情報技術、マスコミ、広告、会計、企業支援、人材派遣、大学、教育など、幅広い事業分野・地理的範囲・民族から選出される。SBC への連絡は、同事務局 (Kingsgate House, 66-74 Victoria Street, London SW1E 6SW) もしくは電子メール (sbcsecretariat@sbs.gsi.gov.uk) にて。ホームページのアドレスは、www.sbs.gov.uk/sbc。

公正取引局 (OFT)

法案の影響を受ける市場の特定や競争評価の実施方法については、早い段階で OFT に相談するとよい。連絡方法は、直接尋ねるか (Fleetbank House, 2-6 Salisbury Square, London EC4Y 8JX)、競争評価ヘルプラインに電話する (020 7211 8505)、もしくは電子メール (competition.assessment@oft.gsi.gov.uk) で受け付けている。

規制改善特別対策室 (Better Regulation Task Force : BRTF)

独立的な機関として、政府が規制改善への取り組みを実践しているかを確認する特別な責務を負う。報告書で取り上げる問題は多岐に渡る。各省とも、BRTF の勧告には 60 日以内に応答しなければならない。BRTF の策定した良い規制の 5 原則は、内閣府の RIU が RIA の質を評価するのに活用している。事務局の電話番号は、020 7276 2139。BRTF とその業務について詳しくは、www.brtf.gov.uk を参照。

Office of the e-Envoy

英国の電子化推進に主導的な役割を果たす。国家、国民、企業が知識経済の利益を最大限享受できるよう図る。政府の新しい政策が電子社会で効果を発揮できるよう、全政府の政策決定者を対象としたガイドラインを作成している。同ガイドラインは、ホームページ www.e-envoy.gov.uk で公開している。

協議の対象機関

The Confederation of British Industry (CBI) www.cbi.org.uk

The Trades Union Congress (TUC) www.tuc.org.uk

The British Chambers of Commerce www.britishchambers.org.uk

The Institute of Directors (IoD) www.iod.com

The Federation of Small Businesses (FSB) www.fsb.org.uk

The National Consumer Council (NCC) www.ncc.org.uk

The Consumers' Association www.which.net/corporate/contents.html

The British Retail Consortium (BRC) www.brc.org.uk

The Engineering Employers' Federation (EEF) www.eef.org.uk

The Forum of Private Business (FPB) www.fpb.co.uk

The Association of British Insurers (ABI) www.abi.org.uk

The Food and Drink Federation www.fdf.org.uk

The Independent Food Retailers Confederation

The Union of Independent Companies

The Alliance of Independent Retailers www.indretailer.co.uk/pages/air.html

The Charity Commission www.charitycommission.gov.uk

The National Federation of Community Organisations www.communitymatters.org.uk

The Countryside Agency www.countryside.gov.uk

The Commission for Racial Equality www.cre.gov.uk

The Equal Opportunities Commission www.eoc.org.uk

FOE などの環境 NGO

Age Concern www.ageconcern.org.uk

The Disability Rights Commission www.drc-gb.org

下記のページに、事業者団体名簿が公開されている。

http://directory.google.com/Top/Regional/Europe/United_Kingdom/Business_and_Economy/Organisations/Trade_Associations/

The National Council for Voluntary Organisations (NCVO) 発行の「Voluntary Agencies Directory」は、すべてのボランティア組織を事業分野別に掲載したものである。NCVO が配布しており、これを使えば当該ボランティア組織と連絡をとることができる。事業分野には様々な団体があるため、重宝する。NCVO への連絡は、電子メール（ncvo@ncvo-vol.org.uk）もしくはホームページ（www.ncvo-vol.org.uk）で受け付けている。

規制インパクト室

内閣府

35 Great Smith Street

London SW1P 3BQ

電話：020 7276 2198

Fax：020 7276 2138

E-mail: ria.guidance@cabinet-office.x.gsi.gov.uk

ホームページ：www.cabinet-office.gov.uk/regulation

発行日：2003年1月

本書中の文章は、いかなる形式・媒体でも無料で複製してもよいものとし、特別な許可を得る必要はない。但し、中傷誹謗を目的として、誤解の恐れのある文脈で使用することは禁止する。

他の刊行物や業務の一環として本書を複製するときは、本書の発行元として Crown copyright と明記し、本書の書名を記すこと。

Ref: 255288/0103/D24

？ Crown Copyright 2003